

令和2年3月24日

令和元年第1回岬町議会定例会

第3日会議録

令和2年第1回（3月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和2年3月24日（火）午前10時10分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり11名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	7番 辻下 正純
8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃	10番 和田 勝弘
11番 出口 実	12番 奥野 学	

欠席議員 1名

欠 員 0名

傍 聴 5名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	教育次長兼指導課長	澤 憲 一	
副 町 長 中口 守可	会計管理者	福井 智淑	
副 町 長 松岡 裕二	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	
教 育 長 古橋 重和	総務部理事 兼財政改革部理事	栗山 茂雄	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼財政推進担当課長	川端 慎也	総務部理事兼 企画地方創生課長	寺田 武司
総 務 部 長 西 啓介	財政改革部理事 兼 税 務 課 長	阪本 隆	
財政改革部長	相馬 進祐	しあわせ創造部 理事兼住民課長	今坂 嘉文
しあわせ創造部長 兼福祉課長	松井 清幸	都市整備部長	中谷 博夫
都市整備部長	家永 淳	都市整備部理事 兼産業観光促進課長	吉田 一誠
まちづくり戦略室 危機管理監	竹下 雅樹		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和2年3月4日から24日（21日）

○会議録署名議員

11番 出口 実 1番 松尾 匡

議事日程

日程第 1	三常任委員長報告
日程第 2 議案第 21号	令和元年度岬町一般会計補正予算（第8次）
日程第 3 議案第 22号	令和元年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次） について
日程第 4 議案第 23号	工事請負契約の締結について（令和元年度町道西畑線道路改良工事（その3））
日程第 5 議案第 24号	工事委託契約の変更について（南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事）
日程第 6 議案第 25号	工事請負契約の変更について（平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1））
日程第 7 議案第 26号	工事請負契約の変更について（令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2））
日程第 8 議案第 27号	負担付きの寄附の受納について
日程第 9 議案第 28号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第 29号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第11 議員提出議案第2号	災害現場の最前線で人命救助、支援活動に尽力する自衛隊の人員確保のためのさらなる待遇改善を求める意見書
日程第12 議員提出議案第3号	天皇皇后両陛下ご臨席のもと都道府県ごとに毎年各地で開催されている全国豊かな海づくり大会の大阪開催を求める意見書
日程第13 議員提出議案第4号	大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる緊急防災・減災事業債の期間延長を求める意見書
日程第14 議員提出議案第5号	新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実強化を求める意見書
日程第15 議員提出議案第6号	公立・公的病院の存続と地域医療の確保を求める意見書

(午前10時10分 開会)

○奥野 学議長 皆さんおはようございます。

ただいまから、令和2年第1回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時10分です。

本日の出席議員は、11名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

○奥野 学議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

3月5日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、三常任委員会で、慎重に内容の審査をしていただきました結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、竹原伸晃君。

○竹原伸晃事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました7件の案件については、3月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録、48ページにわたっております、このとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議案第3号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第7次）について」のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第5号「令和2年度岬町一般会計予算について」のうち、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第8号「令和2年度岬町下水道事業特別会計予算について」、委員会記録のとおり質疑はなく、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第9号「令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について」は、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第14号「岬町立みさき公園条例の制定について」は、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第15号「岬町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」は、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第20号「岬町下水道条例の一部改正について」は、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7議案について、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 事業委員長の報告は終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、松尾 匡君。

○松尾厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました8件の案件については、3月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第3号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第7次）について」うち、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第4号「令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）について」は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第5号「令和2年度岬町一般会計予算について」うち、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第6号「令和2年度岬町国民健康保険特別会計予算について」は、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第7号「令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について」は、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第10号「令和2年度岬町介護保険特別会計予算について」は、委員会記録のとおり、質

疑応答、賛成・反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第18号「岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第19号「岬町介護保険条例の一部改正について」は、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8議案について、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教副委員長の報告を求めます。総務文教副委員長、小川日出夫君。

○小川総務文教委員会副委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

なお、委員長が欠席のため、私、副委員長が代理で報告いたします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました7件の案件については3月12日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第3号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第7次）について」うち、本委員会に付託されました案件は、委員会の記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第5号「令和2年度岬町一般会計予算について」のうち、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第11号「令和2年度岬町淡輪財産区特別会計予算について」から議案第13号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」までの3件は一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、3件とも満場一致で可決されました。

議案第16号「岬町社会体育施設条例の制定について」は、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、討論はなく、挙手多数で可決されました。

議案第17号「岬町男女参画推進条例の一部改正について」は、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過及びに結果であり、当委員会に付託された7議案については、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 総務文教副委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教副委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、3常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第3号「令和元年度岬町一般会計補正予算(第7次)について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第3号「令和元年度岬町一般会計補正予算(第7次)について」意見を申し上げて賛同したいと思います。

厚生委員会における質疑を通じて、障害児通所支援事業の利用が増加していることを確認いたしました。

今、新型コロナウイルスの感染予防のためとして実施されている学校の一律休校により、放課後デイの利用がさらに増えていると聞き及んでおります。

同様に、学童保育においても一律休校の対応として、普段は利用していない児童が利用できる措置を取り、共働きやひとり親家庭の保護者に寄り添う対応がなされたものと認識しております。

一律休校に伴う財源申請等により、担当部局では相当の事務が発生していることが予想されますが、保護者負担が発生しないよう、国による財政措置への対応を適切に行うよう、この場をおかりして改めて求めるものであります。

また、総務文教委員会の質疑を通じて、今年度の正規職員の自己都合退職が7名もおられると聞き、大きな衝撃を受けたところであります。

答弁をお聞きしていた範囲では、少なからずやめざるを得ない実態があることを感じました。

辞職の原因の調査を求めたところ、職員の指導や管理に責任を持つ中口副町長からは調査を行うとの答弁があり、適切な形で進めていただき、議会にもご報告いただくことをこの場で求めておきたいと思います。

狭き門をくぐり抜け、希望に満ちて入庁したであろう職員が、必要な教育が十分受けられず、公務員として成長する機会を奪われることや、あまりの事務量の多さで精神疾患を患うようなことがあるとするならば、一刻も早い抜本的な改善が必要であることは言うまでもありません。

職員一人ひとりがその能力と個性を活かして働ける職場環境があつてこそ、望まれる住民サービスが提供できるはずであります。徹底した調査と改善を求めます。

さらにもう一点、個人番号カードの利用環境整備事業費の増額にかかわって一言申し上げておきたいと思います。

政府は、個人番号カードの交付数を増やすために莫大な予算を投入し、地方に過大な目標を押しつけていますが、現在、およそ18%の個人番号カードを1年で47%にまで普及させるなど、非現実的であり、無謀としか言いようがありません。

今回、提案されているマイナポイントを活用した消費活性化策なるものは、東京オリンピックの後の消費低迷への対応であり、新型コロナウイルスの感染が世界中で広がる元で東京オリンピックの開催そのものが危ぶまれている今、本当に必要なのは個人番号の普及のための予算ではなく、新型コロナウイルスの影響で落ち込んでいる消費と、激減する収入への十分な手立てではないでしょうか。

今後、さらに顕在化するであろう中小企業や働く皆さんなどへの深刻な被害に対して機敏に対応し、廃業や解雇などが発生しないよう、あらゆる努力を岬町として行うよう、この場をおかりして求めて、本予算に賛同するものであります。

○奥野 学議長 ほかの議員さんで賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第3号を起立により採決します。

○奥野 学議長 本件について、各委員長の報告は、原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号「令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)について」討論を

行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第4号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号「令和2年度岬町一般会計予算について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 議長、今日の運営は討論ございませんかとは聞かないのですね。

○奥野 学議長 反対討論どうぞ。

○中原 晶議員 はい。

議案第5号「令和2年度岬町一般会計予算について」賛同しかねる立場で討論に参加したいと思えます。

前向きに評価できる点も数多く認められましたが、かねてから繰り返し求めている改善が行われないまま来年度も行われようとしている事業が幾つも確認されることから、賛同するには至りません。

その理由について、以下述べたいと思えます。

コミュニティバスの運営事業については、乗客数の増加が認められ、来年度予算では乗客の要望に応じて、低床で車椅子でも利用できる入り口の大きなノンステップバスの購入を計画していると聞きをいたしました。

利用者からの細かな要望に応える努力であり、前向きに評価できるものと認識するものであります。

今後、停留所へのベンチの設置や、バスの利用を希望する団体への利用の拡充など、更なる住民サービスの拡充をこの場で求めておきたいと思えます。

子育て支援策については、幼児教育、保育の無償化の中で、公立幼稚園、保育所の給食の完全無償化は高く評価できるものと考えているものであります。

これを私立の幼稚園にも対象を拡充するよう、この場で重ねて求めるものであります。

また、国の制度の対象外である0歳から2歳の保育所に通う子どもの課税世帯への保育料の拡充へも前向きに検討をするよう求めておきたいと思っております。

厚生委員会の審査で、学童保育の直営を継続する姿勢が明確に示されたところであります。来年度は指導員を1人増やして、共働きやひとり親などの家庭を支援し、新型コロナウイルス感染症対策として要請された一律休校への対応でも直営の強みを大いに発揮したところと認識するものであります。

さらに、出産祝い金については、現在1人5万円のところ、来年度においては第3子に10万円を支給する拡充を計画されていると聞き及んでおり、大きな子育て支援策の前進と考えるものであります。

しかしながら、過去から繰り返し求めている改善が、来年度においても図られないことも同時に確認をされました。

海釣り公園管理基金にかかわっては、10%だった利用料金の納付割合を2018年度から7%に引き下げ、来年度も維持されることを確認いたしました。

今年度においては、近隣の釣り施設が3年前の台風による修繕の影響もあり、入場者や売り上げの増加が予想されるところでありますが、引き下げた町への納付金を元に戻せる条件があったにもかかわらず引き下げたままの提案となっております。

就学援助については、入学準備金を前倒しして支給する改善が図られ、その金額も文部科学省が改定した基準に引き上げる努力が行われてきましたが、来年度においても新たな費目の追加支給への対応が見送られることとなりました。

かねてから求めてきた就学援助の利用基準の緩和は来年度も行われず、子どもの貧困の解決のためにも広く利用できるよう制度の拡充をすべきと繰り返し求めてきたにもかかわらず改善は認められないものであります。

来年度における就学援助の利用率を委員会終了後にお聞きしたところでありますが、中学校では20%を超える顕著な割合を示しており、子どもの貧困問題の解消のためにも制度の拡充が求められるものであります。

各種相談事業についても、かねてから改善を求めてきたところであります。

法律相談事業と地域就労コーディネーター事業、人権相談事業、総合生活相談事業における利

用率と事業費の乖離の改善を繰り返し提言してまいりました。しかしながら、来年度も見直されない見通しであります。

相談事業の機会が多く多種多様であることは住民の利益にかなうものでありますが、あまりにも均衡が図られていない実態を考えますと、合理的な見直しも検討の余地があると考えられます。しかしながら、来年度における見直しはなされない見通しでありました。

人権協会への補助金についても、これまで求めてきたところでありました。補完業務として清掃業務を人権協会に委託していることを改めるよう求めてまいりましたが、来年度においてもこれは踏襲されることが総務文教委員会場で確認をされました。

委員会の審査を通じて、補完業務に係る人件費が現在の最低賃金を200円近く下回る単価で積算されているという驚きの事実も確認されたところでありました。

一定、町財政に寄与しているかのように見えますが、公の事業を補完する業務を担っていただきながら、その働きには最低賃金を下回る低い水準で働いていただいているとすれば改善が必要であります。

官製ワーキングプアといったそしりを受けたくない、公正で明朗な事業委託を行うためにも補完業務の担い手を町が直接雇用する必要性を訴えてまいりましたが、来年度も改善されないままであります。

会計年度任用職員制度についても申し上げたいと思います。制度の導入に当たって、来年度から非正規職員へも期末手当が発生し、同一労働、同一賃金が前進されることは任用職員の生活の安定や労働意欲の向上につながり、住民サービスの向上に結びつく改善であります。

もう一方で、私が最も懸念したのは、事実上の解雇や労働時間の縮減に結びつくのではないかという点でありましたが、総務文教委員会の質疑を通じて、1日6時間勤務を原則にすることが示され、勤務時間の縮減となる可能性が見受けられました。

ベテランの非正規職員の働きによって支えられている事務も多い中、幾ら正規職員と連携して事務を進めると説明をされても、住民サービスの低下や正規職員への今以上の過重負担、過密労働への不安は払拭できません。

加えて、政府は制度改定による地方負担の増額には責任を持つといった説明を行ってきたにもかかわらず、それが実際に担保されるのかについては大いに不安視される所であり、地方財政への新たな負担増大につながりかねない点も懸念材料であります。

大阪府の福祉医療制度の改悪についても申し上げておきたいと思っております。

2年前から強行され、とりわけ影響を大きく受けている老人医療費助成制度については、現在

の経過措置が来年度で廃止される計画であります。

これまでも繰り返し大阪府の冷酷な対象者切り捨てを批判してまいりましたが、厚生委員会において、担当課長から経過措置の廃止を中止するように大阪府に建議するとの明言があり、利用者の立場に立った姿勢であることは大いに評価するところであります。

しかしながら、対象の切り捨てや制度改定による患者負担増加に対して、岬町独自の何らの施策も講じられず救済策の検討が必要であります。

政府と大阪府による住民への攻撃から最も身近な地方自治体として守る役割が岬町には求められており、一定の努力が重ねられていることは認めるものであります。住民の利益にかなう努力については評価するものの、先ほど申し上げたとおり、繰り返し求めている改善が見られず、来年度予算案については賛同するには至りません。

○奥野 学議長 次に、賛成討論ございませんか。

辻下議員、どうぞ。

○辻下正純議員 令和2年度岬町一般会計予算について、私のほうから賛成の立場で討論させていただきます。

少子高齢化や人口の減少など、我が岬町を取り巻く厳しい環境の中においても、この予算の内容を見ると、まちを元気にする必要な予算が計上されていると考えます。

私から、とりわけ教育、住民福祉、観光の三つの分野について発言させていただきます。

まず、教育分野では、児童の登下校の際に保護者へのメール発信するシステムを導入することで、子どもの安全対策の強化をさらに図っていただきたいと思います。

次に、住民福祉分野ではコミュニティバスの基本路線について、高齢者や障がい者に優しい車椅子で乗り降り可能なバスを整備することで、これからも住民に優しいまちづくりを目指していただきたいと思います。

最後は、観光分野です。南海撤退後の新しいみさき公園の管理運営は問題であると考えています。

町長のリーダーシップにより、再び子どもから大人までに賑わえる公園となるよう、全力で取り組んでいただきたいと思います。

こうしたさまざまな取り組みが積極的に展開されることで、岬町の活力が回復されることを期待しています。

今後とも住民ニーズをしっかりと把握し、住民サービスを意識した、きめ細やかな町政の運営を求め、期待を込めまして、私の賛成討論といたします。

○奥野 学議長 次に、反対討論ございませんか。

賛成討論、ございませんか。

道工議員。

○道工晴久議員 令和2年度岬町一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

岬町は税収が落ち込み、苦しい財政需要でありますけれども、その中で職員の2%給与カットしたり、管理職手当を30%カットするなど、本当に身を切る改革の中で住民の立場に立ったいろいろな施策をしっかりと進めていただいていることに対して、その努力を十分に認められるものとして賛同したいと思います。

以上、賛成討論とします。

○奥野 学議長 次に、賛成討論。

松尾議員、どうぞ。

○松尾 匡議員 私から、要望と条件をつけさせていただきます賛成討論とさせていただきます。

まずは、みさき公園費として新たな項目ができました。委員会でも述べましたが、この1年はみさき公園のセブンイレブンの土地貸付収入で駐車場の維持管理料を賄えるということができるとい試算でありますけれども、今後、みさき公園の広大な公園部分の管理が発生してきた場合、岬町の今の財政状況を鑑みると、とても賄えるとは思えない大きな規模になり、財政を逼迫するとても恐ろしいこととなります。

来年度については運営を民間に委託して、準備期間中に必要な経費である、これは判断しまして、来年度予算については賛成をいたしますけれども、早急に更なる交流人口を生んで、まちの活性、そしてまちの経済発展の中心的役割を担う、このみさき公園を運営する次期事業者を公募選定するよう、早急に強く要望いたしたいと思います。

そして、もう一つ、来年度で4年目を迎える深日洲本ライナーの航路復活事業、深日港活性化空港対策特別委員会でも私は述べてきましたけれども、令和2年度が3カ年計画で最終年となるにもかかわらず、ライナーの利用者に比べ岬町での観光を目的とした利用があまりに少ない現実には、この事業を活かし切れていないと思っております。

過去の航路廃止の原因は、利用者が減少し、赤字運営による経営困難な状況が続いたため撤退を余儀なくされたものと認識しております。

今回の航路復活にかけたこの事業の最大の目的は、国の交付金や補助金を投入しない民間事業者による航路運営を復活させることであり、それと同時に、航路を手段として岬町に観光客が訪

れる仕組みを創出することではないのでしょうか。

特別委員会内で配付されましたアンケート資料では、岬町が目的地となっていないことが明らかとなっている以上、岬町にこの航路復活事業で何らかの恩恵を今のところ生み出しているとは言えません。

逆に、アンケートでは洲本などへの観光へのルートとして活用されているように見受けられます。

もともと、洲本市は観光資源が豊富であり、この航路復活がなくとも、更なる観光事業の発展は独自で打ち出されていると見受けております。

この事業には、収入として国交付金、洲本市の負担金も多くかかっております。決して、洲本市も手放しで協力していないのではないかと思います。

3年前に計画を打ち出し、航路復活のために今まで行ってきた事業だからこそ、計画最後の年をただやり過ごすのではなくて、しっかりと民間事業者が独立して航路運営をこの先ずっと継続していける環境基盤を作り上げ、観光事業と連携し、航路を使って岬町へ観光に来たいと思える魅力づくりにも一層注力し、岬町の観光に寄与できる成果を出してもらうことを条件とし、賛成とします。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論ございませんか。

竹原議員。

○竹原伸晃議員 賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

全体を見まして、少ない、自由にできる予算が少ない中で、いろいろな事業を拡充並びに新規施策で打っていただけたこと、これを評価させていただきたいと思います。

順にいけますと、地域おこし協力隊事業、これは引き続きという面もありますが、今年度、令和2年度で新規事業という面もございます。

まちの魅力を発信していく、これを続けていく、この姿勢、しっかりと見守っていきたいと思います。

並びに、続きまして議会報告の充実ということで、私たちが取り組んでいる議会だよりにつきましても拡充の予算をつけてくれております。

私たちがどんな動きをしているのか、やはり、町の皆さんに知っていただく、このことについて行政の理解を得られたことに評価をいたしたいと思います。

そして、続きまして学校給食センター及び岬中学校給食調理場設備更新ということで、坂原議員からも指摘あった中、私もこの給食については、岬町の持つアドバンテージだと思ってお

ります。給食がおいしくいただける。

次年度において、多少値上げを予定しておりますが、これもひとえに子どもたちの栄養のため、しっかりと取り組んでいただく、こういうことを行政が考えてやっていただけることを評価させていただきたいと思います。

あと何点かあったのですが、辻下議員からもみさき公園の話や子ども見守りの話もありましたので、最後に一つ。

これは継続事業であります、広域サイクルツーリズム事業、先ほど松尾議員からも条件つきということではありますが、やはり継続が前に進むということがあります。

航路があるから使う人がある。それから、使う人があるから航路がある。どちらが先かと言いますと、これはしっかりと考えていく必要があるのではないかな。

やはり、航路をしっかりとつなぐことによって使う人が生まれてくるという面もあると思います。

使う面を呼び起こすのは私たち住民であり事業者であり、そして町の議員であり町行政であり、これ全体で取り組まなければならない。そこを誰一人欠けてはならないということを思い伝える予算がこの予算かなと理解しております。

町長においては、持てる予算が限られる中、しっかりと取り組んでいただいているということの評価をいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 ほかにも賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第5号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号「令和2年度岬町国民健康保険特別会計予算について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第6号「令和2年度岬町国民健康保険特別会計について」賛同しかねる立場で討論に参加をいたします。

国民健康保険事業については、都道府県化されて来年度で3年目を迎えますが、大阪府が示している標準保険料は年々上がり続けております。

岬町においては、6年間の激変緩和期間中は町独自の保険料算定を継続し、できる限り加入者の負担の上昇を抑制したいという意欲的な答弁はお聞きしましたが、実際には保険料の引き上げは避けられないとの見通しが委員会において確認されたところであります。

国民健康保険の保険料は負担の限界を超えており、その引き下げは加入者の強い願いであります。

保険料の引き上げの見通しが示された以上、賛同はしかねる立場であります。

都道府県化されるまでは、岬町は一定期間保険料の引き下げが継続して実現できておりましたが、都道府県化導入後は連続して引き上げられる結果となっております。

少子化対策として、子どものいる世帯への保険料の軽減を図るための施策として、子どもの均等割の減免が全国で徐々に広がりを見せており、子どもが1人増えると年間数万円の保険料負担が自動的に増やされる仕組みを変えて、子育て世帯への負担軽減を行う提案をしてみました。が、岬町では導入の検討は見送る考えでありました。

大阪府の制度として実現される見通しも今のところございませんが、それが実現されるためにも、岬町が前向きな先進例を作る立場で、今後、検討を行っていただくよう要望したいと思っております。

○奥野 学議長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第6号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号「令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第7号「令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について」賛同できないと考える立場から討論に参加いたします。

後期高齢者医療の保険料については、2年ごとに見直しがなされております。

過去には保険料の据え置きも実現されてまいりましたが、来年度からの7期目においては引き上げの見通しが示されたところであります。

さらに、低所得者への特例措置として政令軽減がなされてきましたが、今年度から3年間かけて段階的に縮減されることも確認をされ、岬町として独自にそれらの救済の手立ても講じられないことから賛同できないと考えるものであります。

○奥野 学議長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第7号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号「令和2年度岬町下水道事業特別会計予算について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第8号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号「令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について」討論を行います。

す。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第9号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号「令和2年度岬町介護保険特別会計予算について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 令和2年度岬町介護保険特別会計予算について、賛同しかねる立場から討論を行います。

厚生委員会での質疑を通じて、懸念していたチェックリストのみの活用による総合事業への誘導や地域ケア会議の運用において、利用者を介護保険制度から締め出すような計画は持っていないことが確認されたところであります。

介護保険制度そのものの改悪が繰り返される中、岬町としては独自の運用上の努力を行っていると考えるものでありますが、2年前に引き上げられた保険料負担の重さを考えると賛同には至らないものであります。

○奥野 学議長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 反対討論もございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第10号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「令和2年度岬町淡輪財産区特別会計予算について」討論を行います。

○奥野 学議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第11号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号「令和2年度岬町深日財産区特別会計予算について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第12号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第13号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号「岬町立みさき公園条例の制定について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第14号「岬町立みさき公園条例の制定について」意見を述べて賛同するものであります。

この提案されている条例については、みさき公園を岬町が所有をし管理運営することになりますが、第1条に示されているとおり、町民に緑に包まれた憩いと交流及び活動の場を提供し、もって町民の健康で文化的な生活の確保に資するとされております。

私は、新しく作られるみさき公園については、町民だけの財産ではなく、広く大阪府民全体の財産であると、またそれ以上の財産というように考えられると考えるものであり、この設置目的が達成されることを願うものであります。

実際の管理運営については指定管理者に行わせることが想定されますが、指定管理者の指定については、選定経過の透明性を確保することをこの場で改めて求めておきたいと思えます。

なお、3月10日の事業委員会の折に配付をされた規則案に示された駐車場料金の利用時間については、午前8時30分から午後5時30分との案が示されておりますが、条例案において1日使用、すなわち24時間の使用料を定めていることから、多様な利用を可能にするためにも、24時間利用できるように規則の見直しを含め、適切な改善を行うことを合わせて求めておきたいと思えます。

本条例の目的の達成のために、住民、府民、さらに、広くみさき公園を愛してやまない方々の

意見も反映させるようご尽力いただけることを求めて賛同したいと思います。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論ございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 私からも要望、条件をつけさせていただきまして賛成討論とさせていただきます。

先ほどの一般会計予算のときでも討論させていただきましたけれども、これは、委員会で私は苦しいけれどもという立場で賛成もさせていただきました。

というのは、来年度1年かけてこのみさき公園を、駐車場ですけれども管理していく。そして、さらに、また次年度ということになると、みさき公園内も管理していくことになるかもしれないという要素もあります。

先ほども言いましたけれども、この1年かけて、早急に事業者を公平公正なところで公募を選定していかないと、公園内の管理というところも町が負っていかないといけないリスクがあります。それは大変大きな問題でございます。

そのことから、一刻も早く次期公園の運営管理者、次期事業者を公正公平な形で公募選定するよう強く求めまして、討論を終わります。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論ですか。竹原議員、どうぞ。

○竹原伸晃議員 こちらの条例制定について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

主に2点あるのかなと思いますが、一つは駐車場の件、もう一つは指定管理者の募集についての取り決めでございます。

岬町として、指定管理者をしっかりと募集するために、細かいところを規定したというのがこの条例のように感じております。

岬町として一番いい企業と長年にわたって手を組めるよう、松尾議員は、早く早くというようには言いますが、私は、しっかりといい業者を見定めていただくというようにしていただきたい。そのための条例かなとも思っております。

内容を読みましても、細部にわたって規定されているので安心という判断から賛成をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第14号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号「岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を起立により、採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号「岬町社会体育施設条例の制定について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第16号「岬町社会体育施設条例の制定について」この場で改めて賛同の立場で賛否を申し上げたいと思います。

総務文教委員会の折には、対象施設の利用団体との協議が十分なされた段階とは言えず、賛同するには至りませんでした。

しかしながら、3月22日に4団体への詳細な説明と協議を行ったとのことでありまして、その内容をお聞きしたところ、特段の異論はなかったとのことでありました。

関西電力多奈川発電所体育施設の利用料が新たに発生し、減額措置の対象になるとはいえ、利用促進を阻害する要因になりかねないと懸念がないわけではありませんが、関係者への説明と合

意が得られたとお聞きしたところでありますので賛同するものであります。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論。

竹原議員、どうぞ。

○竹原伸晃議員 こちらの議案についても、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

岬町社会体育施設ということで、今回、関西電力よりいただくこの施設並びに町立テニスコート並びに青少年広場、灰吹池運動広場、町民体育館も合わせて一体とした条例となっております。

この体育施設というのは、やはり町民の健康増進並びに子どもたちのスポーツにかかわる重要な広場になってきており、他の自治体から見ても充実しているのは明らかであります。

この中、人口が減少して少子化になってきているこの岬町ではあります、こういう充実した施設があるということを内外に発信することができる材料の一つになるのではないのでしょうか。

この条例を制定するに当たり尽力していただきました関係の皆さんにお礼を言いたいと思います。

ということで、賛成の立場とさせていただきます。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第16号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号「岬町男女共同参画推進条例の一部改正について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を起立により、採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号「岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を起立により、採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号「岬町介護保険条例の一部改正について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を起立により、採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号「岬町下水道条例の一部改正について」討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を起立により、採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託された案件はすべて議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦労様でございました。

○奥野 学議長 日程第2、議案第21号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第8次）について」議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第21号、「令和元年度岬町一般会計補正予算（第8次）について」をご説明いたします。

本補正予算につきましては、一般会計補正予算（第7次）編成後に国の令和元年度補正予算において、「GIGAスクール構想の実現」に関する予算が計上され、学校における高速大容量ネットワーク環境と義務教育段階における1人1台端末の整備について、令和5年度までに実現する方針が示されたことから、初年度として校内LAN整備などの情報通信ネットワーク環境整備に関する経費、及び同じく国の補正予算で計上された学校施設環境改善交付金に係る淡輪小学校、深日小学校のトイレ改修事業に加えまして、国家賠償請求事件に係る訴状が提出されたことに伴い、応訴するための必要な経費を計上いたしております。

また、議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております補足説明資料とあわせてご参照願います。

なお、補足説明資料2ページの「GIGAスクール構想の実現」につきましては、この後、澤教育次長から説明させていただきます。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,462万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80億2,165万円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金といたしまして2,773万6,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、淡輪小学校・深日小学校トイレ改修事業に充当するための学校施設環境改善交付金879万9,000円を、情報通信ネットワーク環境施設整備事業に充当するための小学校分の補助金1,370万3,000円を、中学校分の補助金523万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしまして、928万8,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金58万7,000円を、深日小学校トイレ改修事業に必要な財源といたしまして、深日財産区特別会計繰入金870万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

町債といたしまして2,760万円を計上いたしております。

内容といたしましては、淡輪小学校トイレ改修事業及び各小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に充当するための小学校整備事業債2,240万円を、中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に充当するための中学校整備事業債520万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

議会費といたしまして11万円を、総務費といたしまして22万円を、衛生費といたしまして11万円を、商工費といたしまして11万円をそれぞれ計上いたしております。

主な内容といたしましては、本町を被告とする訴訟の応訴に着手するための顧問弁護士委託料5件分を計上するものでございます。概要につきましては、補足説明資料1ページをご参照願います。

なお、第1回口頭弁論期日につきましては、いずれも本年4月23日を予定しております。

教育費につきましては、6,407万4,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、各小学校の校内LAN整備等に係る情報通信ネットワーク環境施設整

備委託料2, 740万6, 000円を、淡輪小学校・深日小学校のトイレ改修事業について、工事監理業務委託料、設計業務委託料、改修工事を合計で2, 620万円を、中学校の校内LAN整備等に係る情報通信ネットワーク環境施設整備委託料1, 046万8, 000円をそれぞれ計上いたしております。

概要につきましては、補足説明資料2ページに「GIGAスクール構想の実現」を、補足説明資料3ページ、4ページには淡輪小学校・深日小学校トイレ改修事業に係る配置図をそれぞれ掲げております。

次に、4ページをご参照願います。「第2表 繰越明許費」をごらんください。

翌年度に繰越しが見込まれる事業といたしまして、小学校トイレ改修事業ほか2事業を計上いたしております。なお、繰越上限額につきましてはごらんとおりとなっております。

続いて、5ページをご参照願います。「第3表 地方債補正」をごらんください。

起債の目的といたしまして、小学校整備事業、中学校整備事業を追加するものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 私からは、GIGAスクール構想について補足説明をさせていただきます。

補足説明資料2ページをご参照願います。

GIGAスクール構想とは、Society 5.0時代、インターネットや人工知能などの最新テクノロジーを活用した社会に生きる子どもたちの未来を見据え、児童生徒向けの1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想で、児童生徒への1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が、令和元年度補正予算案に盛り込まれ、令和元年12月13日に閣議決定されたものです。

このGIGAスクール構想のGIGAといいますのは、Global and innovation Gateway for allの略で、全ての人にグローバルで革新的な入り口という意味になりますが、誰一人取り残すことなく子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育むICT教育環境の実現を目指した施策であるとされています。

このGIGAスクール構想のハード面の整備としましては、通信ネットワークや端末の整備、ソフト面としましては、デジタル教科書や教材の活用促進といった施策が示されております。

事業概要としまして、一つは校内通信ネットワークの整備で、令和2年度中に全ての小・中・高校・特別支援学校などに高速大容量の通信ネットワークが整備されるよう、費用の2分の1が

国から補助されるものです。

二つ目は、児童生徒一人に一台の端末を整備するものですが、児童生徒3人のうち1人分の端末整備については、先に地方財政措置、いわゆる交付税算入されることが決定されており、今回の補助金につきましては、それを超えて整備する端末に対し、1台当たり4万5,000円が補助され、令和5年度までに達成するものとされております。

このたび、校内通信ネットワークの整備について、令和2年3月5日に国の補正予算の内示を受けたことに伴い、追加議案として上程させていただいたものです。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 GIGAスクール構想についてお尋ねをいたします。

先ほどご説明をいただきまして、事前に議案とともに参考資料も補足説明資料もいただきおりました。

それで、説明の中で1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに云々とありまして、こういったことを行うことで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるというようにあります。

私は、もしかして古い人間なのかもしれないのですが、その1人1台の端末が用意されたからといって、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないといった、美しいことが本当に実現できるのだろうかという素朴な疑問を感じています。

ちょっと私が斜めから見ているのかもしれませんが、教育活動というのは、これは便利なことになっていいことだとも思いますし、国際的な流れに乗り遅れないということも大切ですので、こういったことを一概に全て否定するものではありませんが、教育活動というのは、やはり人と人の営みによるものではないのかなと思っておりまして、そのあたりから考えると、こういった動きで誰一人取り残すことのないという表現に少し疑問を感じるのですよ。

その点について、ここまで説明されているわけですから、根拠をお示しいただきたいなど、これをやったら誰一人取り残すことのない教育が実現できるのだという説明をぜひいただきたいというのが1点目であります。

それから、もう1点、総事業費についてお尋ねをしたいと思います。

補助の割合は2分の1ということをお示しいただきましたが、今、説明をお聞かせいただいたところによりますと、3人に1人分は地方交付税措置ということでありました。

この地方交付税措置というのは、私は全額入ってくるなんていうように思ったら危ないお金だなと思っているのですが、このことに取り組む中で、地方の財政負担が一層増えるということにもなりかねないと思ってるのですが、そのあたりの総事業費と、それから岬町にとっての財政負担、そのあたりについてもお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 澤教育次長。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほど説明させていただきましたが、誰一人取り残すことということですが、このGIGAスクール構想につきましては、文科省が示した構想でございまして、1人1台誰一人取り残すことなくというのは、岬町教育委員会が掲げたテーマではありませんので、文科省の構想に基づいて我々も実現に向けていくということになっておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○奥野 学議長 古橋教育長。

○古橋教育長 お答えいたします。

まず、1人1台の端末の総事業費でございしますが、先ほども説明をさせていただきましたとおり、3人に1台、いわゆる3分の1の部分につきましては地方交付税の基準財政需要額に算入するという地方財政措置が取られるということございまして、それを超える、いわゆる3分の2に相当する部分については国庫補助金として歳入されるということでございます。

令和元年5月1日現在の生徒数、あるいは教師数をもとに試算をいたしますと、パソコンの本体やライセンス料等含めまして5、400万円程度の事業費になるかなというように想定しております。

○奥野 学議長 よろしいですか。中原議員。

○中原 晶議員 私も今、ご提案をいただいている第8次の令和元年度一般会計補正予算そのものをあえて反対はしないのですが、今の文部科学省の構想なんですという説明は、ちょっといがかかなと思います。

それならば、私たちにお配りになるこの資料に文部科学省のどこどこより抜粋とか書いておいたら、ああ、そうなんだ、文部科学省がこんなふう言ってるのだということはわかりますけど、ここまで多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないとかいうように書かれますと、これは岬町がこれをやろうとしている、幾ら文部科学省の構想だと言ったとしても、当然ながら、この事

業をやられるということは岬町としてそういう文科省と同じ考えでやるということだと思っておりますね。

ですので、それはやっぱり今後、説明もそうですし、事業化に当たってはよくご検討いただく必要があると思います。要望しておきたいと思っております。

○奥野 学議長 要望でよろしいですね。

○中原 晶議員 はい。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第21号「令和元年度岬町一般会計補正予算(第8次)について」意見を申し上げて賛同したいと思います。

本予算には、小学校のトイレの改修事業の予算も盛り込まれており、これは必要なものとして認めるものであります。

この改修事業にかかわっては財産区のご協力をいただくということも先ほどの説明で確認をいたしました。

ただ1点ご注意いただきたいのは、先ほど質疑をさせていただきましたGIGAスクール構想の実現にかかわる問題であります。

先ほど、財源についてもお聞きしたところでありますが、地方交付税措置という事柄は全額担保されることは約束されないものでありますので、多額の事業費がかかるものとして財政運営上の負担も伴ってくることを考えますと、いかにこの文部科学省の構想を活用して岬町の子どもたちに合った形でいいものを提供する、そして学習環境をさらに充実させるか、この点で努力と工夫が求められるものと考えますので、その点に当たっての最大限の努力を重ねて求めて賛同したいと思います。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第21号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第8次）について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第3、議案第22号「令和元年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第3、議案第22号「令和元年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次）につきまして」ご説明をいたします。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ870万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,556万6,000円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明をいたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として深日地区財産区基金繰入金870万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明をいたします。3ページをごらんください。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

諸支出金、繰出金として、一般会計繰出金870万1,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、一般会計で実施します深日小学校トイレ改修事業の財源として繰り出すものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第22号「令和元年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次）について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第4、議案第23号「工事請負契約の締結について（令和元年度町道西畑線道路改良工事（その3））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第4、議案第23号「工事請負契約の締結について（令和元年度町道西畑線道路改良工事（その3））」につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、令和元年度町道西畑線道路改良工事（その3）の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和元年度町道西畑線道路改良工事（その3）。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、1億413万7,000円。うち消費税及び地方消費税の額は946万7,000円であります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12。芳山建設株式会社 代表取締役社長 芳山龍二でございます。

契約の経過及び工事概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果経過調書をごらんください。

工事名、工事場所は省略させていただきます。

工期は、議会の議決日から令和2年9月30日まで。

入札予定価格は、税抜きで1億2,828万1,000円となっております。

入札予定価格が3,000万円以上のときには、低入札価格調査制度を適用しており、調査基準価格は税抜きで1億489万5,000円と公表を行っております。

同じく、入札予定価格が3,000万円以上のときには失格基準価格を設けており、失格基準価格は、税抜きで9,390万1,692円と定めております。

なお、失格基準価格につきましては事前公表ではなく、落札者の決定後に公表を行っております。

入札年月日は、令和2年2月28日でございます。

指名業者数は、調書記載の7社で、全社が応札し、うち2社が調査基準価格を下回る額で入札を行いました。

いずれも失格基準価格を上回っており、価格の低い応札者から当該金額で入札した理由、入札金額の積算内訳、手持ち工事の状況、資材の購入先などにかかる資料の提出を求め、3月6日に関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって契約内容に適合した履行が確保されるかについて提出資料から調査を行いました。

業者の積算では、工事目的物を作るために直接必要とされる費用である直接工事費は、まちの設計額を全体として下回っておりますが、協力業者から見積もりを徴し、設計仕様に基づいた適切な品質管理、施工管理を行う旨が説明され、本社及び資材置き場が工事現場に近いこと、自社所有の建設機械を有効に活用することにより、その他の関連する経費を抑えることができるとの説明がありました。

必要な事項についての積算が行われており、工事完了まで町の指導を遵守し、施行に万全を期する旨が業者から申し出られていることから、当該入札価格により契約内容に適合した履行がされると判断し、当該業者を落札業者として決定して、3月6日に仮契約を締結いたしました。

なお、落札率は予定価格の73.8%となっております。

2ページをごらんください。

本工事の概要は道路整備一式で、工事延長は125メートルとなります。

3ページに工事箇所を、4ページに詳細図を記載しております。

工事箇所は多奈川西畑の池谷地区内で法面の法枠工が主な工事内容となります。

以上が議案の概要でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第23号「工事請負契約の締結について（令和元年度町道西畑線道路改良工事（その3）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第5、議案第24号「工事委託契約の変更について（南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。家永事業部長。

○家永都市整備部長 日程第5、議案第24号「工事委託契約の変更について（南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事）」につきまして、ご説明いたします。

議案書の後ろに参考資料として、工事箇所図等をおつけしていますので、あわせてごらんください。

提案理由といたしましては、本委託工事の完了に伴い、変更等の内容について精算を行ったところ、工事費に減額が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、変更前2億4,719万9,526円、うち消費税及び地方消費税の額は1,831万1,076円。変更後、2億3,717万8,800円。うち消費税及び地方消費税の額は1,756万8,800円でございます。1,002万726円の減額変更となります。

本委託工事につきましては、平成31年3月議会で、南海電気鉄道株式会社との委託契約のご承認をいただき、令和元年12月議会では施工途中でございましたが、南海電気鉄道株式会社が工事業者との契約に際し落札による差金が生じていたことから、委託契約の減額変更についてご承認をいただいたところでございます。

また、本委託工事につきましては、令和元年7月から工事に着手しておりますが、今年度、土木発注工事の町道海岸連絡線道路整備工事（その1）（その2）工事と出会い帳場になること。

また、本事業の早期完成を目指していることから、受託者である南海電気鉄道株式会社に早期の工事完了をお願いしていたところでございます。

今般、工事の完了に伴い、南海電気鉄道株式会社が工事業者との契約に係る工事費の精算を行いましたところ、橋梁の架設工法の変更や夜間作業を昼間の作業に見直したことなどの理由により、南海電気鉄道株式会社と工事業者との契約額に減額が生じたもので、本町と南海電気鉄道株式会社との委託契約について減額変更を行うものでございます。

契約の相手方につきましては、大阪府中央区難波五丁目1番60号 南海電気鉄道株式会社取締役社長 遠北光彦でございます。

以上が変更契約の内容でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第24号「工事委託契約の変更について（南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第6、議案第25号「工事請負契約の変更について（平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案第25号「工事請負契約の変更について（平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）」をご説明いたします。

本工事は現在施工中であります。工事内容の一部変更により契約金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、変更前1億3,090万8,800円、うち消費税及び地方消費税の額1,190万800円を、変更後1億4,322万2,200円、うち消費税及び地方消費税の額1,302万200円に変更するものでございます。

変更契約金額としては、1,231万3,400円、9.41%の増額となります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町淡輪2532番地の1 株式会社松建興業 代表取締役社長 松尾敏生でございます。

主な変更内容につきましてご説明をいたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページをごらんください。

本工事の工事箇所は、町道畑山線から南海本線までの区間となります。

2ページに変更箇所を、3ページに主な変更内容を掲載しております。

3ページをごらんください。

①土工につきましては、現場発生土を工事間流用するため、運搬・敷均し・整地工事を追加するとともに、運搬時の一般車両・歩行者への安全対策として交通誘導員を配置するもので、変更金額は509万3,000円でございます。

②アスファルト舗装工につきましては、令和2年度に予定しておりました側道部の舗装を本工事に追加するもので、変更金額は534万2,000円でございます。

③坂路工につきましては、令和2年度に予定していました坂路設置6カ所を本工事に追加するもので、変更金額は187万8,000円でございます。

以上が、平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）の主な変更内容でございます。

今回の変更が生じた理由につきましては、社会資本整備総合交付金の対象である南海との委託工事に減額が生じたことから充当予定の交付金を振りかえ、本工事を前倒して実施するものでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 ただいま説明をいただきましたけれど、最後におっしゃられた、今回、変更が生じた理由なんですけれど、先ほど橋梁上部工架設工事の差額が生じたために前倒して工事できるものはしようと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

それから、坂路って何ですか。坂路工とか坂路がよくわかりません。ご説明いただけるとありがたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 家永部長。

○家永都市整備部長 ただいまの西部長の説明のほうでは、南海への委託工事の減額に伴うということで説明したとおりなのですが、今年度、南海への委託工事として、また委託料のほうを平成31年度の委託料として措置しておりました。

そのことについては、南海が平成30年度で行いました橋梁の架設工事、この中で令和2年度の工事の分を変更して行うことができたということで、12月に差金が出てくるということで、委託料から工事費に科目更正させていただいております。

その部分のことを、西部長のほうは説明させていただきまして、その金額をもって今回、変更契約をさせていただいたということになります。

また、坂路工といいますと、田んぼとか畑への乗り入れの斜めのスロープ、こういったものを指しております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第25号「工事委託契約の変更について（平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第7、議案第26号「工事請負契約の変更について（令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第7、議案第26号「工事請負契約の変更について（令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）」をご説明いたします。

本工事は現在施工中であります。工事内容の一部変更により契約金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、変更前1億88万4,300円、うち消費税及び地方消費税の額917万1,300円を、変更後1億879万1,100円、うち消費税及び地方消費税の額989万100円に変更するものでございます。

変更契約の金額としては790万6,800円、7.84%の増額となります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12 芳山建設株式会社 代表取締役社長 芳山龍二でございます。

主な変更内容についてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページをごらんください。

本工事の工事箇所は、府道752号、和歌山阪南線から南海本線までの区間となります。

2ページに工事変更箇所、3ページに主な変更内容を掲載しております。

3ページをごらんください。

①土工につきましては、現場発生土を工事間流用するため、運搬・敷均し・整地工事を追加す

るとともに、運搬時の一般車両・歩行者への安全対策として、交通誘導員を配置するもので、変更金額は286万2,000円でございます。

②排水構造物工につきましては、大阪府との協議により、町道田丸1号線の排水施設の設置等が必要となり変更するもので、変更金額は188万2,000円でございます。

③橋梁工につきましては、令和2年度に実施を予定していました南海跨線橋取り付け部の検査路工を本工事に追加するもので、変更金額は222万2,000円でございます。

④舗装修繕工につきましては、町道赤江線の南海線の踏切から本工事施工箇所までの区間の舗装の状況が悪いため、舗装修繕を追加するもので、変更金額は94万円でございます。

以上が、令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）の主な変更内容でございます。

今回の変更が生じた理由につきましては、社会資本整備総合交付金の対象である南海との委託工事に減額が生じたことから、充当予定の交付金を振りかえ、本工事を前倒して実施するものでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 先ほど説明をいただいた中から、また、あらかじめいただいております参考資料からお尋ねをいたします。

参考資料の3ページなのですが、主な変更理由（その2）ということで、①の説明で2行目のところで、橋台等の掘削、埋め戻し後の残土を地権者の了解を得て盛土整地していましたが、原状復旧するよう要望がありとありました。

この点のいきさつが先ほどの説明の中では触れられませんでしたので、参考までにお聞きしておきたいと思います。

それから、②の排水構造物工にかかわってお尋ねというか要望しておきたいと思います。

該当箇所が旧国道、今の府道に当たるわけですが、T字路になっているところの付近の工事が新たに必要になったということのようでありますけれど、このあたりの工事、今、進められているのですが、工事の関係だと思っておりますけど、砂が路面にたくさん散らばっておりまして、停止線が見えない、そういう意味で危険な状況が見受けられましたので、その点については改善を求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、④の舗装修繕工についてお尋ねをいたします。

舗装の状況が悪いということで、赤江線の一部の舗装修繕工を追加するようであります。

確かに、この赤江線についてはあちこち舗装の状況が悪いところが見受けられますから必要だろうと思いますが、その舗装の状況が悪い、修繕が必要だというのはこの範囲にのみとどまるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○奥野 学議長 家永部長。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

橋台等の掘削、埋め戻し後の残土ということでございまして、工事にかかる資材置き場とか、あと残土置き場という形で、近隣の地権者の方に一定、借地という形でご了解を得て、ここの部分については土を一回入れてしまうとそのままいいよということでお話をいただいていたところですが、工事も最後に近づいてきまして、最後、確認なり意向をお伺いしていると、やはり元のとおり戻してほしいというようなお話がございまして、ここの部分が残土として、新たにまた出るということでございます。

2点目につきましては、本線の停止線のことだと思うのですが、停止線の関係とかは警察の所管になるところもありますので、大変見にくいというのは私も認識しておりますので、一度、警察と協議して、何とか改善できるように協議を進めたいと思います。

3点目が、2ページの図面を見ていただきますと、二級町道赤江線ということで線を挙げさせていただいて範囲を示してありますが、ここから図面で上に行く交差点のほうへ行く部分については、擁壁を含めて今、改良工事をやっていますので、その擁壁にあわせてこの分でもともと舗装工事が入っているということで、今回、追加するのは旗揚げをさせていただいているところになります。

○奥野 学議長 よろしいですか、中原議員。

○中原 晶議員 はい。

②の排水構造物工について、さらに申し上げておきたいと思います。

交差点ですので、警察との協議が必要ということは当然であります。私が申し上げておりますのは、工事に伴ってこのT字路の周辺一帯が真っ白々になって見えない、そのことを言っているのですよ。

もともといっぱい車が通るから白い停止線が薄くなって見えにくくなったということを指摘しているわけではありませんので、そのときによって、工事したら掃除しはったりもするでしょうから、きれいになってたらいいのですが、私が先日通ったときは真っ白で、これ、信号どこでとまるのだったかなって思っている間に、私は信号通ってしまいましたけど、ちょうど青だったからよか

ったのですわ。というぐらい、これは危険だなと私は思いました。

ですので、これは警察とは関係ありません。工事によるものです。ですので、現地を確認して、必要であれば迅速に対応していただきたい、そのことを申し上げておきたいと思います。

それから、④の舗装修繕工なんですけれど、ご丁寧にご説明いただきましたが、それは図面を見ればわかるのですよ。そして、現地もせんだってご案内いただいていますから、この図面で今回④の対象になっている塗りつぶされた、グレーになった部分の図面で言うと、上に当たる部分は必要ないのはわかるのです。

私が聞いているのは、それより上の部分なのです。ここもボコボコになっているところがないのかなという疑問を持ったということです。

最後の1点だけお答えいただければ結構かと思います。

○奥野 学議長 家永部長。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

一応、舗装の範囲としましては、先ほど私がご説明した範囲を今回計画しております。

議員がおっしゃられます、もう少し府道寄りの部分だと思うのですが、そこについては、今のところ予定はしてないのですが、また現場の仕上がり状況とか見て、できるのであれば対応はしたいなと思います。

それと、2点目のご質問の件で、的外れな回答をしておりますが、これについては業者のほうに指示を出し、十分注意して工事を進めるようにしてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 よろしいでしょうか。

○中原 晶議員 はい。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。竹原議員。

○竹原伸晃議員 この議案一つのことについてではございませんが、今回、定例会最終日において町道海岸連絡道について三つの議案が出てまいりました。

私、一般質問等々でもこの町道海岸連絡道に関して取り上げさせていただきましたが、本日のこの案件によって、工事予算等々が変わってきた。

当初16億9,000万円前後ということで聞いていたのですが、それについて、本日の議案をもって大体確定するのかどうかというのが1点と、それと開通時期に関して、当初見越していた5月末か6月頭というようなところに変更はないのかどうかだけ確認させてください。お願いします。

○奥野 学議長 その前に、正午を回っておりますが、継続でやらせていただいてよろしいでしょ

うか。

そして、次の議案も、傍聴の方もたくさんお見えですので、次の議案含めて休憩取りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 家永部長。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

総事業費につきましては、きちっと集計できてないのですが、おおむね16億5,000万円強、5,000万円から6,000万円の範囲になるかなと。

12月議会か何かでご質問いただいて、16億9,000万円程度ということでお話しさせてもらったものですが、先ほどから南海の委託関係で工事費が下がっていますので、16億5,000万円から6,000万円くらいの間ということになります。

また、開通時期につきまして、現在、二つの現場とも5月の末工事の完成目がけてやっていますので、何とかいけるように頑張っていきたいと思えます。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第26号「工事請負契約の変更について（令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第8、議案第27号「負担付きの寄附の受納について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君

○西総務部長 日程第8、議案第27号「負担付きの寄附の受納について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、南海電気鉄道株式会社のみさき公園の管理運営事業からの撤退及

び本町による都市公園の存続を円滑に実施するため、南海電気鉄道株式会社と協定を締結し、みさき公園用地及び施設の寄附を受けるため、議会の議決を求めるものでございます。

みさき公園は、1957年（昭和32年）に開園し、南海電気鉄道株式会社が町から公園施設の設置許可を受けて施設の管理運営を行ってまいりましたが、運営状況の悪化を理由として、令和2年3月末で公園事業から撤退する申し出が行われました。

南海からの撤退の申し出を受け、町は公園存続を第一に考え、南海と協議を続けてまいりましたが、撤退後の公園存続とその用地をめぐる諸問題について合意に達しましたので、南海と基本協定を締結し、公園用地及び施設の寄附を受けるものでございます。

1、寄附の目的は、岬町立みさき公園を設けるため。

2、寄附の対象は、（1）寄附を受ける土地、大阪府泉南郡岬町淡輪3990番地ほか。面積は約34ヘクタール。協定第4条に規定する境界確定後の面積となります。

参考資料1をごらんください。

図面の赤い線が都市公園の範囲で、青い線で囲まれた緑のエリアが寄附を受ける土地の範囲となります。

議案に戻り、（2）寄附を受ける施設は、公園施設の用に供する施設等、協定第6条に規定する撤去が行われない施設等となります。

参考資料の2をごらんください。

寄附を受ける施設、建築物等の一覧となります。

公園施設として利用できるトイレや休憩施設、公園管理に利用できる事務所や倉庫、通路や法面の擁壁となっている施設などが存置する施設となります。

議案に戻りまして、4、寄附者は大阪府中央区難波五丁目1番60号、南海電気鉄道株式会社代表取締役 遠北光彦。

5、寄附の条件は、町は基本協定を遵守し、都市公園みさき公園を管理運営することです。

基本協定書につきましてご説明をいたします。協定書は前文と15条で構成しております。

まず前文ですが、岬町と南海とは、南海が令和2年3月31日をもって岬町都市公園みさき公園の管理運営事業から撤退することを踏まえ、撤退後の都市公園の存続とその用地をめぐる諸問題について基本協定書を締結するものでございます。

第1条は、協定の趣旨を定めるもので、町と南海の間で締結された都市公園にかかわる一切の約定が令和2年3月31日で終了し、南海が公園の管理運営事業から撤退すること。

都市公園の存続を図るため、南海は都市公園用地と別途特定する隣接地、都市公園内に存置される施設を無償で町に譲渡し、町は都市公園の用に供することを定めております。

第2条は、土地及び施設の譲渡を定めるもので、町は令和2年4月1日に現状有姿で譲り受け、譲渡契約を別途締結することなどを定めております。

第3条は、土地の用途変更の禁止を定めるもので、町は譲渡を受けた土地及び施設を都市公園の用に供するものとし、公共公益上必要が生じたときは双方で協議することを定めております。

第4条は、所有権の移転及び引渡しを定めるもので、土地及び施設の所有権は、令和2年4月1日に町に移転すること。

土地の範囲については、境界確定後に改めて覚書を締結すること。

令和2年4月1日に土地及び施設の現状有姿のまま引き渡すことを定めております。

第5条は、園内受託事業者の撤退を定めるもので、南海は園内受託事業者と円満かつ適切な協議を行い、9月末までに明け渡しを求めること。

明け渡しに要する費用は南海の負担とすること。

期限内の明け渡しが困難となった場合は双方で協議することを定めております。

第6条は、施設の撤去を定めるもので、南海は工事を令和3年3月末までに完了させる努力をすること。

期限内の完了が困難となった場合は、同年6月末までに延長すること。

工事に要する費用は南海が負担すること。

町の都合により追加で必要となった費用は町の負担とすること。

期限内の完了が困難となった場合は、双方で協議することなどを定めております。

第7条は、動物の対応を定めており、南海は令和3年3月末までに公園内の動物を退園させること。

退園に要する費用は南海の負担とすること。

期限内の退園が困難となった場合は、双方で協議すること。

退園まで南海が適切に飼育管理を行い、その費用は南海が負担することを定めております。

第8条は、本件土地の使用を定めるもので、4月1日以降、南海が撤退に必要となる業務を遂行するため、公園の土地、施設を必要な範囲、期間無償で使用すること。

南海は諸業務を早期に完成させること。

町も円滑な業務遂行に協力することなどを定めております。

第9条は、境界確定、分筆、所有権移転登記手続を定めるもので、土地譲渡に必要な作業につ

いては南海が行い、その費用については町が負担することを定めております。

第10条は、固定資産税の免除を定めるもので、土地については、令和2年度分の固定資産税の4分の3を免除することを定めております。

第11条は、本件土地内の事業用定期借地契約の承継を定めるもので、相手方の同意を得て、町が南海の地位を承継することを定めております。

第12条は、関係車両等の通行を定めるもので、隣接する大阪ゴルフクラブなどの工事車両等が通行する場合は、町はこれを許可し、使用料等は無償とすることを定めております。

第13条は、協定の解除規定を定めるもので、この規定の義務に違反し、是正を求めても改善されない場合は、この協定を解除することができることを定めております。

第14条は、協定に定めのない事項については、信義則に則り、双方協議の上、決定することを定めております。

第15条は、本協定は、町は議会の議決を、南海は機関決定をそれぞれ経ることを条件として定めております。

以上が議案の概要であります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 私から6件質問をさせていただきます。

私は、南海電鉄がみさき公園事業から撤退すると表明されてから約1年ですね。今日まで、みさき公園を遊園地として存続することを願う多数の方々の民意を受けとめ、議会にて町に対しその声を届け、存続させる道を提案してまいりました。

みさき公園の今ある価値、つまりは、たくさんのみさき公園ファンの思い出や想いのつまった遊具や施設などを残して、次期後継事業者が、その価値を継承し、利用することで、初期投資を抑えながらもみさき公園の運営を再開し、みさき公園をより活性化した町のシンボルマークに発展させることができるように、この3月の一般質問でも提言してきたところではありますが、今回の協定書案により、そのような岬町の財産を残すことができるのかというのを確認させていただきたいなと思います。

今回、議案のみさき公園事業撤退に伴う基本協定書案の第5条、園内受託事業者の撤退については、令和2年9月末までに明け渡しを求めるという記載があります。

第6条では、施設の撤去についての記載があり、撤去施設一覧の工作物では、ほぼ全ての南海

電鉄保有の遊具及び園内事業者資産の遊具が列举されております。

しかし、先日開かれました全員懇談会の資料の5の、南海から提出された園内事業者からの嘆願書についてに対するご回答に記載されている内容では、岬町と園内事業者の協議が整った場合、南海電鉄も柔軟に対応して撤去対象施設から除外すると明記されております。

ただし、撤去工事準備も含め、令和2年6月末までに決定するようにも記載されております。

南海の嘆願書に対する回答と、今回の協定書案に記載されている期間の相違により、町として残してもらいべき遊具の選定と園内受託事業者との協議の時間はとても限られております。

今後、岬町としてどのようにこれらに対応していくつもりですかということが1点です。

そして、2点目。そもそも、岬町として、一般質問や懇談会などでこの件を協議していくと、事あるごとにお答えいただいておりますけれども、観覧車などの遊具に関してきちんと住民とかの民意を酌んだ上で町のシンボルとして残していきたいと考えておられるか、思いがあるかということが2点です。

そして、3点目。私が昨年独自で行った住民アンケートで、動物園をたとえ縮小してでも残してほしい。特に、小さな子どもさんがいらっしゃると思われる方々からは、ふれあいコーナーを残してほしいとの声がとても多く寄せられておりました。

現在、譲渡が決まっていない動物たちは、協定案第7条において、令和3年3月末までに退園させるものとなっておりますけれども、同条第2項において、退園が困難な場合は協議するとあります。

しかし、先に述べたとおり、民意としては小さくても動物がいる環境を残してほしいと言っているわけですね。

これを受けて、困難とならずとも南海と協議し、また譲渡が決まっていない動物たちだけでふれあいコーナーなどの再開を検討することを町としても念頭にはないでしょうか。

もし、動物たちの飼育管理の費用を懸念しているということであれば、退園までの間は南海が負担をすることの協定書案になっているため、次期事業者の公募を早急に行い、岬町が管理する期間がない状態でふれあいコーナーもみさき公園の残すべき価値として継承してもらうことが可能と考えますが、その点もいかがでしょうかということが3点目です。

そして4点目、プールについてもしかりで、この協定書案に撤去施設の建築物としてプールに関する一切が記載されております。

これも同様に、地域事業者の公募をできるだけ早めて、次期事業者に残すべきかどうかの判断を委ねるか、また、少しでも今ある価値を残した魅力ある新しいみさき公園とするためにも一夏

だけで年間今8万人以上の集客能力があると。プールありきのみさき公園として事業者を公募したほうがよいと思うのですが、いかがでしょうか。

これについては、ひらかたパークというのがありますけれども、これで、一夏で25万人の集客能力があると言われております。みさき公園のプールについても同じようなポテンシャルはあるはずで、それを壊してしまうというのはあまりにももったいないかなと考えますが、いかがでしょうか。

そして、5点目、公募にはさまざまな条件を付す必要があり、その条件を選定するだけでも時間を要することは理解をしておりますが、一刻も早くみさき公園の次期事業者を公募すべきと考えます。

次期事業者の決定をいつごろをめどとし、公募するためにいつから動き出す予定をしてるかというもお聞かせください。これが5点目。

そして最後。岬町として、次期事業者の公募を行っていくということは、町長も担当部長も前から話されていますけれども、そもそも町として次期事業者に求めるみさき公園事業は、海洋センターとか、今ある里海公園など、近隣に似たような施設があるにもかかわらず、集客力の見込めない同じような施設しか有していない自然公園としてなのか、それとも、今ある価値を継承して、岬町の更なる活性化を担うことのできる革新的な事業展開できる、多くの方が望む遊園地としてなのか、どちらで公募していくおつもりかお伺いしたいと思います。

以上、お願いします。

○奥野 学議長 西総務部長。

○西総務部長 私のほうから、1番から4番までの項目につきましてご説明をさせていただきます。

5番、6番については担当課の産業観光促進課のほうから答弁をさせていただきたいと思いません。

まず、1点目の遊具の取り扱いについてでございますが、基本協定の中におきましては、南海との取り決めとなっておりますので、南海との約束として、まず撤去する対象施設としては挙げさせていただきます。

ただ、これまでも答弁させていただいておりますように、我々としても、園内事業者さんが遊具を存置させて継続して事業を希望されるということであれば、柔軟な対応をとらせていただきたいと思います。

町としても協議をした上で、条件が整えば存置というのは考えていきたいと思っております。

また、南海の所有している遊具につきましても、南海とは今ある園内事業者が譲渡を受けて継

続したいという希望があるのであれば、お話を聞いてもらいたいということは話をさせていただいておまして、南海も町との条件が折り合うのであれば譲渡については考えさせていただくという回答いただいておりますので、町の条件とかいろいろ出てくるかと思えますけれども、条件が合えば存置をしていただくということは検討していきたいと考えてございます。

それと、2点目の観覧車を残してほしいということでございますが、まず、遊具については、先ほども言いましたように、今、南海の持っている遊具と民間事業者さんの持っている遊具がございます。

いずれもそれぞれ資格を持った方が運営している遊具でございますので、その資格を持った方が後の責任をしっかり持っていただけて対応いただけるということであれば残していくことは可能とは考えておりますが、今の園内業者さんなりが持つことができないという中で残していきますと、町のほうに最終的な責任が発生してまいります。

町のほうではそういう観覧車を運営するノウハウもございませんし、もし、今後運営する事業者があらわれない場合は、町が責任を持ってその施設を撤去する必要が発生してまいります。

そうすると多額な額の撤去費用が発生するというところでございますので、町としては、事業者が希望されて後の管理をしていただけるということであれば残すことは可能とは考えておりますが、町が持つということでは困難というように考えております。

3点目の、動物を残してほしいという点でございますが、まず、動物につきましましては4月1日付で全ての動物がアドベンチャーワールドを運営するアワーズさんのほうに譲渡されるということで、4月1日以降、公園内に残っている動物は南海のものでも町のものでもないという状況でございます。

そういう状況の中で、動物を残すというのは現実的には困難であると考えております。

また、町が動物を管理するということになると、資格なり必要となってまいります。町はその資格も有しておりませんし、専門の有資格者もおりませんので、それを運営していくとなるとそれなりの体制を整えることが必要でございますが、現実的には困難というように考えております。

ただ、次の事業所がふれあい動物園をやりたいということで動物園をやるというのは排除するものではございませんので、今後、管理運営される事業者がやる分については我々としても協力はしていきたいと考えてございます。

4点目のプールの取り扱いでございますが、これにつきましても、南海のほうは6月までに存置の判断をしてほしいということでございますので、6月までには存置を決めていく必要があります。

ます。

今の時点としては、我々として運営管理ができないのと、それと施設を残すということになりますと、町の責任で運営、そして最終的な撤去の作業が必要となってまいります、それだけの財政負担を持つだけの余裕は町にはございませんので、プールを町が持つということは困難というように考えております。

プールにつきましては、一昨年台風による被害、そして、昨年度1年間休園したことによるオーバーホール等、再開に当たっても多額の費用が必要ということ南海のほうからは聞いております。

その多額の費用も負担するというのは町の体力では困難ということから、南海とは撤去のお話をさせていただいております。

ただ、今の園内事業者がプールもやりたいと言っていたのであれば、先ほど言いましたように、最終的な責任も果たしていただけるという条件であれば、それは協議、検討はさせていただきますけれども、ただ、南海とのタイムリミットは6月末というようになっておりますので、それまでにご判断いただく必要があるかと考えております。

○奥野 学議長 吉田理事。

○吉田都市整備部理事 私のほうからは、5番目の公募の時期と6番目の次期事業者に求める新しいみさき公園の形というところでお答えさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃいますとおり、みさき公園の再開を考えれば、一刻も早い公募というのが求められていると、住民の皆さんの声をお聞きしましても考えておりますが、南海は令和3年4月、もしくは、うまくいかない場合は6月というように撤退期間を示しておられますので、町としましては民間活力を最大限に活用できるように、そして住民の皆さんの負担をできるだけ出さないような考えをしておりますが、都市公園という縛りがございますし、新しい要素も加えていかなければならないというように考えておまして、基本的な計画を立てるためには慎重にもならざるを得ない部分もあると考えております。

とはいえ、早く公募できるように努めてまいりたいとは思いますが、焦らずに慎重な姿勢を持ちながら皆さんに親しまれるような公園になるよう努めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 松尾議員。

再質問、2回目いいですか。

○松尾 匡議員 わかりました。

西部長がお答えになった件については確認できました、姿勢も確認できましたので、これでい

いと思います。

5点目、6点目の吉田理事から説明いただきました件について、できるだけ早く公園が再開できるように行いたいというお気持ちも伺うことができたところでございます。

ネックと言いますか、課題になっているのが、やはり令和3年4月まで、もしくは、まだ、あと3カ月プラスしないといけないかもしれないという、この撤去期間。これがあるために、なかなか公募要綱といいますかというのなかなかはっきりしたことが言えないから、そういうようなご答弁になっているのかなと感じているところではございますが、例えばそういうところも、そこだけがネックであったりとか、あと新しい要素も加える必要があるということもおっしゃっていました。

それは確かに時間はかかると思いますけれども、例えば公募については、4月もしくは6月までかかるということも盛り込んで、できるだけ先行で、こちらはこちらで新しいみさき公園づくりというのを、もちろん慎重にはやっていただかないといけないでしょうけれども、やはり、今日、私、討論を何回かさせていただきましたけれども、一番心配なのは公園内の管理というのが岬町に及ぶということが一番リスクがあることだと思うのです。

そこを回避していただくために何とか、慎重の上でもできるだけ早い段階で次期事業者の公募、公正公平な公募を求めていることですので。

できるだけ、私の思いというか、これは民意でもあると思いますので、要望をお願いしたいなというところでございます。

そして最後、6点目に関する、例えば自然公園として求めていくのか、それとも、それではない、例えば今の形態である遊園地、テーマパークといったところ、そういうところでも盛り込んでの公募にしていくのかお気持ちだけお聞かせください。

○奥野 学議長 吉田理事。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

まずもって考えておりますのは、公募という形で民間活力を最大限に民間事業者の方のご提案をいただいて、その中で、今のみさき公園の形を新たな要素も含んで継承して運営を担っていただけるように考えてまいりたいと思っておりますのでございまして、まずはそういう形での提案型の公募というのを考えているところでございます。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。坂原議員、どうぞ。

○坂原正勝議員 本基本協定は岬町にとって非常に重要な意義のあるものかと思えます。その賛否

を表明するに当たって何点か疑問点を質問したいと思います。

この件について、今まで何点か資料の提示もございました。また、説明もございました。その中で疑問点、また、資料にも説明にもなかった点について数点質問させていただきます。

先ほど、西部長の説明の中で、令和2年4月1日に本件の土地及び本件施設を現状維持のまま引き渡すとありました。

ということは、今年の4月1日以降は、土地、建物全てが岬町のものになるということですが、この4月以降工事が始まるというように聞いています、撤去工事ですね。

その工事が始まれば、立ち入り禁止区域ができるとも聞いております。自由に立ち入りができるのは駐車場、それからみさき公園駅から入場ゲートまでの通路、そのあたりが自由に我々が立ち入りできる部分かなというように思うのです。

言いたいのは、管理についてお聞きしたいのですが、4月1日以降、岬町のものになったということですが、4月1日以降の工事期間中の立ち入り禁止区域というのは、公園の土地の中で、周辺の一般住宅等の境界線のところがあるのですね。

周辺の住宅の人が不安に思っているのが、今までは、草刈りですよ、茂ってきて難儀しておったと。それは、みさき公園のほうから年に1回か2回切ってもらったということなんやね。

それが、この4月1日以降は、持ち主は岬町になるけど、でも立ち入りできないということで、その住宅地周辺の管理、草刈りとか、管理はどこがするのかと。岬町になるのか、南海がやってくれるのかというところ辺ははっきりしないと思うので、そこまず1点聞きたいと思うのです。

それから、工事期間中は中の工事エリアについては南海が工事についてはやっていると思うのですが、その駐車場ですね。駐車場の管理は岬町で行うというように聞いております。

駐車場の管理について、今年の4月1日から来年の4月、3月、もしくは6月、工事期間だけ岬町で駐車場の管理運営をするのか。その後も公園部分をどこか新しい業者にやってもらう、そうなったときにでも、その以降でも駐車場は岬町独自でやるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 西総務部長。

○西総務部長 私のほうから1点目の維持管理の点についてご説明をさせていただきたいと思います。

南海とは、南海が占有する部分については南海が責任を持って維持管理を行うということになっておりますので、南海が占有しているエリアであれば南海のほうに管理をいただくという形になってまいります。

もし、南海以外の場所ということになりましたら、町のほうで管理をさせていただくということと考えております。

○奥野 学議長 吉田理事。

○吉田都市整備部理事 私のほうから、2点目の駐車場の管理のことについてお答えさせていただきます。

駐車場部分につきましても都市公園区域内の一部でございまして、4月以降は町が管理していくこととなりますが、次の事業者が決まれば、その部分も含めて管理をお願いすることになると考えております。

○奥野 学議長 坂原議員。

○坂原正勝議員 南海の責任のもとで管理していくというのは了解しました。

それから、駐車場の件ですけど、この工事期間中だけ町で行うということですけど、これも、その管理に当たるのが会計年度職員が当たるというように聞きました。

この点について、会計年度職員というのは、もちろん毎月の報酬が発生するのですが、職員で行うと、それ以外に社会保障、それとか期末手当、これが発生すると思うのですよね。

そういう意味では、委託にしたらどうかと思うのですよね、そういうのも検討したらどうかと思うのです。

というのが、みさき公園が閉鎖になって撤去工事行われると。地元の住民もかなりあそこで仕事をしておったんですよね。だから、それを委託ですればどうかと。

その委託も地元の業者も含めてですけど、例えばシルバー人材センターってあるのですよね。あそこなどは地元の人が主ですから、地元雇用にもつながりますし、また高齢者の生きがいづくり、健康増進、ひいては医療費の削減にもつながってくると思うのです。しかも、委託料のほうが高いと思うのですよね。そういうやり方もあるのではないかと思うのですね。

それについて、そういうようにしたらどうかと思うのが一つと、先ほど松尾議員からもありました次の業者選定するスケジュールどうなっているのかと、これは大変我々も気にするところでして、今日、この協定が締結できても、可決されても、次のことが決まらなかったら、これ進めないわけですから。それ、いつごろ決まるのか、スケジュール今決まってないのだったらいつごろ決まるのか。

そして、去年行ったサウンディング調査、この結果を踏まえて、その結果、どこまで活かされていくのか、これを聞きたいと思うのです。

このサウンディング調査につきましては、去年の12月に担当者に直接話を伺いました。その

時点での話では、サウンディング調査はあくまでもアイデアを募るのですと、アイデアを募集しますと。業者を募るのではなくて、どういうアイデアでみさき公園の今後を有効に使っていくかというアイデアを募集したいと。

何社からもいろんなアイデアを募って、その上で町としての構想を持ちたいと。町として独自の構想を持つためにサウンディング調査をやったのだと聞きました。

ということは、それが終わって時間たってますから、そのサウンディング調査の結果をもとにそんな構想ができていいのか。できていなかったら、それはいつごろできるのか、どういうスケジュールでやっていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 吉田理事。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

2点あったかと思うのですが、委託のほうの検討も含めたらどうかというご提案をいただきましたので、令和2年度当初の予算では、おっしゃいますとおり会計任用職員制度を活用した形での予算を承認いただいたところでございますので、今は職員の募集等の手続も行っているところなのですが、おっしゃいますとおり、地元事業者育成の観点等も含めまして検討をしてみたいと思います。

それと、スケジュールのほうですが、おっしゃいますとおり、サウンディング型の市場調査というのは、公募前の民間事業者の可能性ということで、1月に終了させていただいております。

そして、そこでご意見もいただいておりますが、どういう可能性があるのかなというのもある程度の把握はさせていただいたのですが、これからはますます民間の事業者のご意見等も加えながら、そのほか運営手法につきましても、指定管理者制度というように言っておりますが、運営手法についてもさまざまございまして、都市公園に合うような手法を用いなければならないと考えております。

そういったことを踏まえて、一刻も早いという先ほどのご意見もありましたけども、町の基本的な考え方というのは、6月ぐらいにはある程度の案を固めてまいりたいと思っておりますが、詳細につきましては、またお示しできることとなったところでご説明等させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 坂原議員、もういいですか。

ほかに質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 まず1点目にお聞きをするのは、私は一般質問等も通じて、この4月1日から少なくともゴールデンウィーク明けまでの開園を強く求めてきたところであります。

一般質問の答弁の中では、その立場で南海と協議をする、交渉するといった姿勢が示されました。

しかしながら、本日の提案の内容からしますと、4月1日からの一時休園は免れないという結論であろうと、それを受けとめざるを得ないと思うものであります。

この点にかかわって、岬町として継続した運営、いつときでも休園状態を生まないように、また部分的な開園であったとしても、みさき公園の公園用地の敷地内に遊びに来た方に入っただけ、そのように求めて交渉を行ってきたのだらうと思いますが、そのあたりの交渉の状況についてお聞きしたいと思います。

どんな努力を行ってきていただいたかについて、改めて確認をいたします。

それから、2点目ですが、基本協定書の案を示されております。その中の第4条について確認をいたします。

第4条では、所有権の移転及び引き渡しということで、岬町と南海との間で境界の確定を行うと。その後に改めて土地については別途覚書を締結するとなっております。

この別途覚書を締結できると思われる時期についてお聞きしておきたいと思っております。

それから、第5条にかかわってお尋ねをいたします。

園内受託業者の撤退の時期が定められているのがこの第5条であります。令和2年9月末日までに明け渡しを行うようにということが書かれております。

ただ、それと同時に、先ほども松尾議員の質問だったか出てまいりました、全員懇談会で示された資料によりますと、南海が所有をする遊具等について、譲渡の協議を行うということが示されております。先ほど、西部長もその点については答弁をいただきました。

そういったことから考えますと、可能性の一つとして、9月末日までに明け渡しを求めるといふようになっておまして、その後は立ち入りができないのだろうかという不安を感じるのですが、現在の園内受託業者が仮に休園の後に遊園地の事業を行うということになった場合のことを考えますと、遊具についてのメンテナンス等が必要になります。

そういった事柄、目的がはっきりしていれば、立ち入りについては認められると受けとめていいかどうか、お聞きするものです。

それから、第6条、施設の撤去等ということで、南海電鉄はここで書かれているのは、壊すもの、壊さないもの、施設によって色分けが今後必要になってくるということですがけれども、20

20年度中に完了を目指すということが述べられています。同時に、期限内に完了が困難となった場合は、同年6月末日までと。

この期間は休園エリア、この資料の一番裏のブルーで塗られた部分ですが、ここに立ち入ることができないということになろうかと思えます。

この完了時期なんですけれど、願わくばできるだけ短い期間に撤去工事は終えていただきたいと思いますが、困難となった場合、同年6月末日まで延長する。この「困難となった場合」という判断はいつごろの時期に確定できるものなのか、お尋ねをしたいと思います。

3月末までと6月末まで、3カ月というのが長いのか短いのかという期間ですけれど、その後のさまざまな運営の計画にも影響しますので、3月末までに完了できるのか、6月末までかかってしまうのか、その判断はいつごろの時点でできるものなのかお聞きをしておきたいと思えます。

それから、基本協定の3ページの、これは本件土地の使用ということで、休園エリアについて書かれているところなんですけれども、部分的な利用が可能かどうか、この点についてもこの場で改めて確認をしたいと思います。

南海との交渉の中で、動物の搬出、それから必要な施設の撤去が行われますけれども、仮に、一部分でも遊びに来た方に入っていただけの部分を開放することができるのかどうか、そのあたりについてもお聞きしておきたいと思えます。

それから、基本協定の案の5ページで、施設撤去等の工事仕様が書かれております。撤去する施設については、撤去した後どのように整備するかとか、その手法について書かれているところでもあります。ここにかかわってお尋ねをしたいと思います。

先ほど来、ほかの議員の皆さんから、お二人からも尋ねられていた点なんですけれど、今後のスケジュールのイメージが湧かないのです。

それで、先ほど坂原議員の質問に対しては、みさき公園の全体像を6月ぐらいに固めたいという答弁でありました。

私は、これは急ぐべきかどうかについては判断しかねるところですけれど、せいては事をし損じるという言葉もありますから、早ければ何でもいいというものではもちろんないと思っています。

しかしながら、早く計画を立てることで、それに対する住民の皆さんやみさき公園に非常に愛着を強く持っておられる方々の意見を聞くということができるようにもなりますので、意見の聴取やそれを反映する時間を十分に取るということを考えた場合に、早くみさき公園そのものもそうですし、また、みさき公園を岬町全体の中でどのように一つの拠点として活用していくのか、

この点についてもよく検討して構想を描くべきだと思います。

それで、お聞きするのは6月ぐらいに固めたいという、そのみさき公園そのもののイメージなのですけれど、そのイメージされているものの中に、今ある遊具ですね、その遊具については小さいものから大きいものまでございますし、イルカ館であるとかプールなんかも含めてですけれど、そういったものをご希望の事業者があれば、その区域については遊園地という活用の仕方をするということで、それはそう位置づけた上でみさき公園全体の構想を考えていかれるのか、そのあたりについて町の考えをお聞きしておきたいと思います。

それから、駐車場なんですけれど、先ほど坂原議員の質問をお聞きしておりまして確認をしたいことがございます。

次の事業者が決まればという言葉がありました。次の事業者というのは何を指しているのかがよくわかりませんでした。そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

それから、その次の事業者が決まればという決め方、どう選定していくのか。私は、てっきり指定管理者制度を使うのかなと思ったのですが、坂原議員からは委託という方法もあるよという提案もございました。それに対しては、そういう方法もあるねという答弁もございました。この駐車場の運営について、もう少し説明をいただきたいと思います。

それから、最後にお尋ねをいたしますが、遊園地としての存続を求める方々がグループを作られて書面を提出されていると思います。合計何筆提出をされているか、この機会にお尋ねをしておきたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 西総務部長。

○西総務部長 8点ほどご質問をいただいたかと思います。

順次、ご説明をさせていただきたいと思いますが、まず1点目のみさき公園の公園継続をどういうように要望してきたのかということでございますが、今回、協定の締結が3月の閉園を迎えるぎりぎりになった一番大きな要因というのは、この点でございます。

町は、南海との協議当初から、4月1日以降についても公園継続を第一と考えて、現在の有料エリアも含めまして開園したいと。

動物の搬送とか施設の撤去を休園日等に行っていただいて、またエリアを区切る中で撤去作業を行うことによって動物エリアも当分の間はこれまでどおり利用できるよということで協力を求めてきたところでございます。

ただ、南海からは動物は受入先の都合に合わせて搬出することになるので、搬出のためには動物を搬出用のおりにならずことも必要であると。慣れない環境に動物も神経質になり、その中で

見学者や人の声などがあると動物が興奮して作業が進まない。撤去作業や施設の撤退作業には多くの車が入り出すことになって、来園者と動線が重なって安全の責任が負えない。限定的な作業になると工事費が高騰する。安全対策が追加されるとその費用も重なるし、また園内事業者も自分の都合に合わせて撤退作業をされると、こちらの都合に合わせて作業してほしいとは言えないというような、安全性の観点とか、動物愛護の観点から公園の有料エリアは閉鎖したいという強い意向を示されたところでございます。

なお、我々としても、そういう動物愛護とか、それから安全性の確保という観点は理解できるところでありますけれども、撤去作業をするに当たっても、当然、準備作業というのが必要となつてまいりますから、4月からは直ちに工事に着手するのは現実的でないのであるから、せめてゴールデンウィークが終了するまで開けさせてほしいということを提案させていただきましたが、南海のご理解は得られなかったところでございます。

また、先ほどからお話のあります園内事業者からの嘆願書、さらには3月議会における各議員からいただきましたさまざまなご意見、さらには新型コロナウイルスでの休園という措置を受けまして、改めて3月の中旬に南海の本社に出向き、再考を求めたところでございますが、南海のほうからは社長の名前で文書、回答をいただいておりますけれども、4月1日以降の開園については同意をいただけなかったという経過でございます。

こうした議論が平行線を続ける中で、3月31日、南海の撤退期限を迎えるということで、このまま基本協定の締結ができないということになりますと、公園用地の譲渡を含めまして、みさき公園が完全閉鎖状態になるということも想定されるなど、最悪の状況に至ることも懸念されたことから、町としては南海の意向も踏まえて、一定期間の休園を受け入れざるを得ないと判断したところでございます。

ただ、町としては、できるだけ早期に撤退作業を完了していただき、できるだけ早期の再開を行いたいという要望は伝えておりますので、南海もできるだけ努力はするということは言っているところでございます。

2点目の用地等の覚書の締結の時期でございますが、これにつきましては、早期に譲渡エリアの確定、測量等を行いまして、それらが完了すれば直ちに覚書の締結を行いたいと考えておりますが、現時点でのいつというスケジュールははっきりとしないところでございますが、できるだけ速やかな作業を南海と協力しながら進めてまいりたいと思っております。

3点目の園内事業者が残ると希望されたときに、休園エリアへの立ち入りができるのかということでございますが、これについては、必要な作業については、当然、南海のほうには認めてい

ただくように話はさせていただきますので、支障のない範囲で中への立ち入りというのは可能と
いうように考えてございます。

それから、2020年度中の完了ということで、6月までの延期の判断はいつするのかという
ところでございますが、この6月までにかかる大きな要因といたしましては、園内動物の退園が
一番大きな要因でございます。

やはり、動物がおりますと大きな音を立てたり、そして、退園後でないと園舎の撤去作業がで
きないということになってまいります。

この動物が早く退園できれば撤去作業も早めることができますので、再園の時期はまた早まる
ということになってまいります。

現時点では、アドベンチャーワールド様とは来年の3月の末での受け入れ期限という中で、ア
ドベンチャーワールド様のほうも受け入れの準備等もございますので、それらの完了をする時期
を待たなければ受け入れできないという状況でございますので、いずれにせよ、今年の年末まで
には一定の方向性は決まってくるのかなと思います。

それから、5点目の休園エリアの部分利用は可能かということでございますが、この点につき
ましても、我々は早期の開園を目指すという中で、南海のほうには早期の撤退と合わせて、利用
が可能な部分については利用させてほしいという要望はさせていただいておまして、これにつ
いては今後も協議をしてまいりたいと考えてございます。

あとは都市整備部のほうになりますので。

○奥野 学議長 吉田理事。

○吉田都市整備部理事 残りのご質問にお答えしたいと思います。

まず、スケジュールを6月というように示した部分でございますけども、全体のスケジュール
を考えるに当たって、行政としていろいろな手続を踏まないといけないと考えております。

その中で、たたき案的なものをどういう形でエリアはどうする、民間事業者への活用について
はどのような手法でやるといったたたき案を6月までには考えていながら、全体のスケジュー
ル感というのを示せばなというような考えでお答えさせていただいたものでございます。

それと2点目の駐車場を含めて次の事業者にとということですが、駐車場、今は園内には入
れない、南海が撤退作業をされるということで作業は令和2年4月1日から始まりますので、令
和2年度については町が駐車場を含む前園全エリア部分を維持管理していくということでござ
いますけども、それと並行して新しいみさき公園を担っていただける事業者の公募をしていく中で、
事業者が決まればそのエリアも含めて維持管理をお願いしたいと考えているところでござ
います。

それと、指定管理者ということでございましたけども、当初は指定管理者制度というの、当然、今もそうなのですが、公民連携の手法として考えておまして、公園整備に活用可能な公民連携手法というのが指定管理者制度以外にPFI事業とか、設置管理許可制度とか、公募設置管理制度、これはパークPFIという手法なんですけども、そういったものが挙げられておりますので、その中からみさき公園の事業として、みさき公園の土地なりとか、町が求めるものとして一番適切な手法でやってまいりたいと考えているところでございます。

みさき公園を遊園地としての存続を求める要望、署名ということでいただいておりますのは、647名の方から署名をいただいております。

○奥野 学議長 継続してずっと協議いただいておりますが、継続してやらせていただけてよろしいですか。

暫時休憩しなくていいですか。

○中原 晶議員 1個、答えてもらってないのがあります。

○奥野 学議長 答弁が残ってるようですが。

○中原 晶議員 みさき公園の中に、遊園地のゾーンの位置づけをするのか、そこをどう考えるのかということについては明確にお答えをいただけていないように思うのだけど。

○奥野 学議長 吉田理事。

○吉田都市整備部理事 すみません、一つ漏れていたようで、申しわけございませんでした。

新たなみさき公園を考えるに当たって、まさにこの議会で南海との協定を提案させていただいたところでございますので、これから、園内事業者の方とのお話し合いも設けないといけないと思っていますし、さらにサウンディング調査の結果のほか、新たな事業者からの問い合わせ等もございまして、そんな中で考えていく必要があるのかなと思っていますので、そこで町と皆さんとの協議が整う中で可能性を図っていきながら、このエリアには何を置くかというのを決めていきたいと思っておりますので、そこら辺については確定したお答えはできないのですが、それらの可能性もあるという形になるかと思えます。

○奥野 学議長 中原議員。

○中原 晶議員 議長、これ発言、まだ2回目ですね。

最後に聞いた署名の提出筆数なのですが、聞き及んでいるのは、今朝も追加して第2次分という扱いなのでしょうけれど、提出をされたと聞いております。

もし、合計の提出筆数がわかればお聞きしておきたいと思えます。

施設の撤去の時期の問題なんですけれど、結論的にお聞きしますが、少なくとも6月末までは

一切の施設の撤去は行わないというように受けとめていいのかどうか、端的にお尋ねをいたします。

それから、先ほどお答えいただいた中で、部分的な開園について南海に要望しているということでありました。感触はいかがなのか、見通しとしてはどのように感じておられるのか、確たることは言えないと思いますが、お聞きしておきたいと思います。

それから、ちょっとまだよくわからないのが、遊園地の扱い、位置づけをどう考えるかという問題なのです。

私が聞きたいのは、岬町が新しいみさき公園づくりの中に、今ある遊具などを運営している場所、あそこはああいふ全く同じとは言いませんが、ああいふイメージで維持すると。それ以外の部分についてはその部分と、どう言ったらいいのか、調和の取れたものとして全体を描いていくという考えなのか。そこらがよくわからないのですよ。その辺についてももう一度お聞きしておきたいと思います。

それから、駐車場の問題で、念のため確認をするのですが、事業委員会の折に、みさき公園費の中で駐車場の維持管理の問題が議論されておりました。

それで、現在は南海が南海ビルサービスに委託をして、そこからさらにどこかの事業者に委託をしているということで、そこに町が委託をすることになるのじゃなかろうかといったような答弁があったかなと、ちょっとごめんなさい、これは私、今、記憶でお話しておまして、自分のメモを見る限りの記憶なんですけど、そういったやりとりがあったかなと思ったのですが、そうではないという理解でよろしいですか。

お願いをいたします。

○奥野 学議長 西部長。

○西総務部長 私のほうから、2番目と3番目の点をご答弁させていただきます。

まず、撤去を6月まで一切しないのかということですが、南海からはまだ具体的なスケジュールはいただいておりませんので、現時点ではいつの時期から入るかというのは未定でございます。

それと、3番目の部分的開園の見通しということでございますけども、南海はあくまでも3月末まで撤去作業をするという考え方を持っておられますので、現時点としてはいいご回答はいただいていないというところでございます。

○奥野 学議長 吉田理事。

○吉田都市整備部理事 お答えさせていただきます。

署名のほうの追加については、私どもにはまだ手元に届いておりませんので、集計ができておらないところでございます。

それと、公園のイメージとしてということなんですけども、先ほども申し上げましたとおり、公募をしてご提案をいただきたいと思っておりますので、その中で考えられますのは、既存施設を利用した形での運営や、全く新たな形でのみさき公園のご提案等もあるかと思いますが、それらを適切な評価をしていただいて選定していきたいと考えておりますので、まずは、ご提案をいただけるための公募案を固めてまいりたいと考えているところでございます。

駐車場の維持管理事業者ですがこれまでは南海が南海ビルサービスという子会社を経由して駐車場の機械を設置した事業者へ委託されておりましたけども、私どもとしては、この4月1日以降は南海ビルサービスを経由する必要はございませんので、直接、機械を設置した事業者と契約をしていきたいと考えておまして、その手続を進めているところでございます。

○奥野 学議長 答弁漏れなかったですか。よろしいですか。

質疑ございますか。3回目、どうぞ。

○中原 晶議員 これですら最後になりますので。

遊園地としての存続を求める署名ですが、この中に、今朝、出された分の何筆かというのをご存知の方が全くおられないのか、ちょっと疑問なんですけどね。

聞き及んでいるところによると、2回の提出があつて、合計をして、1,000筆を超えると聞いております。それだけの強い願いがあるのだということを率直に受けとめる必要があるなど改めて感じているところでありますので、町の行政としてもその思いを受けとめつつ、新しい公園づくりに活かしていくことをしっかりとお考えいただきたいと思っております。

それで、もう一度確認なんですけど、みさき公園の構想の問題なのですが、これは町長にご答弁いただこうと思っております。

町長宛に園内事業者からの嘆願書というのが寄せられて、それを持って南海に岬町からお願いに行っている。

それを受けて、南海から回答を得ている。その内容からしますと、南海が持っている遊具等の譲渡については、貴町、これ岬町ですね。岬町と園内事業者様の協議が整った場合、当社としても柔軟に対応いたしますという回答を得ているわけですね。

ただ、柔軟に対応するのだけど、返事については、どの施設が欲しいかどうかについては6月末までに返事してくださいねという期限がついています。

なお、貴町よりご依頼いただいた園内事業者様とは、譲渡条件について先行協議いたしますと

丁寧に書かれております。

これは大きな転換だというように思うのですね。園内事業者からの要望を受けて、岬町もそれに応える形で南海と交渉をされたと。で、こういう柔軟な対応を引き出したということだと私は思っています。

それで、そこから類推しますと、さっきから言ってるみさき公園の中に遊園地のゾーンを位置づけるかどうかということは、おのずと結果が見えてくるのじゃないかなと思っているのですが、その点はいかがか重ねてお尋ねをするものであります。

それから、もう1点、私、駐車場のことを再度確認いたします。

さっきお答えをいただいたことからしますと、今、機械を設置して駐車場の運営をされている事業者と町が4月1日からは契約をして、現在の、実際に実務を担っておられる事業者に運営を担っていただくと。とりあえずは、1年になるのか1年半になるのかということだと思いますけれど、そういうことだったのだというように思います。

それは、駐車場ゲート保守委託料138万9,000円という、来年度予算のこの予算の説明はそれだというように受けとめていいのかどうか、確認をさせてください。お願いします。

○奥野 学議長 吉田理事。

○吉田都市整備部理事 駐車場のほうのことについて、さきにお答えさせていただきます。

説明が悪かったかもしれませんが一般の方が入られてきてカードを取って開くという機械と、月極利用者の方の定期券を販売する機械がございまして、それを設置した業者に機械の保守委託契約を結ぶ予定でございます。

何か支障が起こったときに、契約した内容に沿って修繕等をしていただく予定でございまして、日常の維持管理につきましては会計任用職員を雇う予定でございまして、そういう形で運用していきたいと思っております。

○奥野 学議長 田代町長。

○田代町長 中原議員さんの質問にお答えさせていただきます。

経過については、今、各担当、また部長、理事が説明したとおりでありまして、南海との協議がようやく整いつつあって、本議会でご承認いただいた場合に、本格的に、正式に南海と協定を結びたいと、このように思っております。

公園の位置づけについては、各議員さんもこの点が、私どもが明確な答弁ができないためにいろいろとご心配をおかけしている、また、いろんな危惧をかけているのかなと思います。

しかし、これはまず第一に底地が南海の土地でありますので、これをしっかりと町のものにし

て、そして、後に募集を行って指定管理者、また、いろんな管理者制度はありますけども、そういった管理者制度に向けて今後、安定した岬町の公園としての位置づけをしてまいりたいと、このように思っております。

それでは、都市公園としてどういう公園にするのかということについては、今、担当理事のほうから説明をしましたが、この点がまだ正確に皆さん方に、そうか、そういう公園にするのかということまではいっていないところがあって、大変申しわけないなと思っておりますけども、私はあくまで、岬町のシンボルであるこのみさき公園は自然の中でやはり憩える、そういった公園にしたいという思いは持っております。

しかし、今、時代の流れも大きく変わっておりまして、その中で既存の建物を、また遊具を使ってやる方がいいのかどうか、今後、タウンミーティングも5月からスタートしますので、そこで各住民の皆さん方の意見をしっかりと聞いて、岬町民としてはどういう考え方を持っておられるのか、また、今まで公園を愛用していただいて利用していただいた多くの方々については、先ほどご質問にあります嘆願書、または住民の皆さん方、また各関係者の皆さん方からの要望書などをいただいております。

そういったことも踏まえて、今後、新たな公園としての位置づけをするについては一定の参考にさせていただきたいと、このように思っております。

ただ、遊具業者については、私は従前から園内業者についての救済、また働いてる方の救済、そういったことについては十分配慮するよというを南海には申し上げておりますし、私どもも、今後、決めていかなければならない業者選定、決まったときには、そういったことも含めて、公園業者に対して配慮願いたいという思いは持っております。

ただ、南海が6月までに回答してほしいというのは、代表者の方から嘆願として出された内容等を南海に申し上げております。

そして、また要望書については多くの方の署名をいただいております。このことについても申し上げます。

その結果の返事が、中原議員さんおっしゃっている内容であって、6月までに決定をしてほしいというのが、南海とすれば、先ほども総務部長のほうから説明があったと思いますけども、南海と遊具屋との共同でした遊具がございませう。

この遊具を撤去するに当たって、やはり残せるものは残したいというのは南海の思いでありますので、今後、どこに移設、または撤去費がかかる、そういった遊具業者の方のこと等は十分担当と意見交換をして、町の意向に従っていただける状況ができれば、また、それは遊園地事業の

一つの目的ではなくて、今後、自然公園の中で憩える、そういった子どもたちも楽しめる、そういった状況が作れるなら、そういった園内業者の救済ということも考えていきたいなど、このように思っております。

先ほど、六百何がしの要望については、代表者の代理の方から、私、直に受けさせていただきました。話も、十分、町の考え方も話させていただき、また、要望者の方についても申しあげました。

最初から話を聞いておれば、そういった多くの方に署名のご迷惑もかけないでご理解をしていただけたのかな、このようにお話をさせていただいた経過があります。

また、遊具業者の方については、これは総務部長が何度も説明しているとおりでありますので省略させていただきますけれども、十分その辺の話は意見交換をしながら、私どもとすれば、いわば、この4月1日から引き続き開園をして続けていきたくったのですが、南海の諸事情によって、どうしても我々の思いがかなわなかったということもありますけれども、来年、南海は動物の移動をできるだけ早くやりたいという思いは持っておられます。

しかし、アドベンチャーさんのほうとの契約が3月31日ということになっておりますので、その辺の配慮は私どももしていかなければならないなど、このように思っております。

将来的に、本当に今までも南海が六十二、三年になるかと思えますけれども、岬町と一緒に培っていただいた、このことはやはり大事にしなければならないなど私は思っております。

そして、今後、また南海の協力を得ながら、共存共栄でこの新たな公園づくりを目指していきます。

今、率直に申し上げて、右か左という答えが出せないのは、やはり、ごく慎重にこの問題を考えていかないと、大きなリスクを背負うことになってはいけないという思いがありますので、そのリスクを町民にできるだけ与えないようにしていくには、やはり慎重に考えた中での公園づくりをやっていく必要があるのかなと、このように思っておりますので、その辺はご理解をしていただきたいと、このように思います。

○奥野 学議長 中原議員、答弁漏れはなかったですか。

○中原 晶議員 はい。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。反対討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございますか。

松尾議員、どうぞ。

○松尾 匡議員 時間をかけて、ようやくこのみさき公園の問題が一つ区切りをつけようというところに来ております。

そこで、賛成ということで意見をつけて討論に加わりたいと思います。

慎重にも、一刻も早く公園全体を遊園地として管理運営できる次期事業者を公平公正な形で公募していただいて、今までのファンが期待している以上の更なるみさき公園を創造して、新たなファンを増やすことで岬町の地域の活性拠点となる新たなみさき公園を目指すべきであります。これは揺るぎないところだと思うのです。

みさき公園についての今後は、岬町に住む住民の皆様だけのことではなくて、岬町に来られる観光客の皆さんのためでもあり、つまり、観光として、レジャーとしてみさき公園を訪れてくれる観光客が増えるほど岬町の経済が発展していくということは誰にとってもわかり切ってる事実ではないのでしょうかね。

つまり、岬町全体の明るい未来を描いていくためには、みさき公園がたくさんの人にこれからも愛されるみさき公園であることが、最大の条件なんです。

岬町は大阪の最南端にある規模が小さい町ですけれども、岬町を出て、住んでいる場所を聞かれると、みさき公園のおかげで、町外の人でも大阪府岬町を認識してくれていることを誰もが実感しているのではないのでしょうか。

それまでに岬町内外問わず、みさき公園の認知度は高く、みさき公園をなくさないでほしいという住民、民意の声ですね、は先日行った私のアンケート調査の回答から見ても、全国レベルといっても過言ではないと感じております。

それほどまでに、民意はみさき公園を遊園地、テーマパークとして残してほしいと訴えているわけです。

みさき公園があるからこそ現在の岬町があることを忘れることなく、岬町としてさまざまな民意を聞き、そして正しく今後のみさき公園のあるべき姿を作り上げていく仕組みづくりと、民間事業者との協働を率先して行っていただきたい、こう思います。

はっきり言いますと、行政も民間と同じくやることの事業に対して評価されるのは結果です。みさき公園事業についても、これだけ頑張りました。これだけ交渉しました。これだけやってみましたと、経過を幾ら並べても、岬町民の皆様は、そこに結果が伴わなければ、必ず納得はせず、

岬町が責任を問われることになると思うのです。

岬町立みさき公園として進めることを決断したからには、今後、にぎわい、活性、新たなランドマーク、町に求められているみさき公園像を実現しなければならないという、とても重大で重い責任があり、失敗することは許されません。

私たちが今、岬町的情勢を明るく活性化させなければ、岬町は廃れていき、もしかすると岬町として機能しなくなるかもしれません。

岬町に住まう子どもたちに、自分たちが住む岬町に誇りを持って大人になっても岬町で住み続け、岬町をさらに活性化させてくれる夢を持ってもらうためには、みさき公園を負の遺産にしては絶対になりません。

守りたい、つなげていきたい、盛り上げていきたい、そんな意思を継げる子どもたちを育てられる環境を今まさに作り上げていくために、子どもたちの夢の場所でもあるみさき公園を、一刻も早く生まれ変わらせることができるよう、町として全力で取り組むことを要望して賛成討論とします。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論。竹原議員、どうぞ。

○竹原伸晃議員 負担付きの寄附の受納についてという、この案件について、賛成の立場で加わらせていただきます。

当初から田代町長は、このみさき公園について、南海が撤退するところから始まった、当初から土地所有について寄附を受けるといった交渉を最優先でというところで聞いておまして、今回、この議会において、しっかりとした協定書が示されました。

その中身において、交渉が難しかったのは四つあって、一つは4月1日以降の運営、二つ目は公園用地の転用について、三つ目は譲渡施設はどれにするのか。また、四つ目は税金について交渉が難航したといった中、私たちが聞かされてる中では、難航した話し合いの中で、まだ一番いいところで契約を結んでもらったのではないかと評価をさせていただいております。

今回、この土地所有のことで一つ落ちつきますので、次は次期事業者をできるだけいいところを募集して、そしてその次には、岬町全体にその事業者と岬町全体がどのようにかかわっていくのか、それを見定めるのは私たち次の世代ではないかと、このように思っております。

しっかりと結んでいただいたこの協定書案について賛成とさせていただきます。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論ございますか。中原議員。

○中原 晶議員 議案第27号「負担付きの寄附の受納について」賛成の立場で討論を行います。

先ほど来、いろいろ質問させていただきましてお答えをいただきました。改めて大変なご苦労

があったことにお察しするものであります。

苦労の中でも園内事業者からの求めや署名活動に取り組まれた方々、また、さまざまな要望が町に寄せられてきたと思いますが、そういった方々の願いを受けて、南海と交渉してこられたことについても把握ができました。

問題は、やはり将来像がうまく描けていない、この点だろうと思います。

この点については、広く意見を聞いて、新しいみさき公園を作り上げていくことにご尽力いただきたいと思います。

私が最大の心配であったのが、土地の無償譲渡が実現するのか、このことであります。このことに集中をして、一般質問でも質疑を行わせていただいたこともございました。

これまで、大変なご苦労があったと思いますけれども、土地の無償譲渡が実現できるということについては評価をしたいと思いますし、先ほど、可決をされたみさき公園条例の設置目的の実現を目指して、住民、そして幅広くみさき公園に愛着を持っておられる方と一緒に新しい公園づくりに努力していただきたいと要望しておきたいと思います。

最後に一言、一般の方でみさき公園はもう閉園してしまう、なくなってしまうというように、ある意味での誤解をされているケースがありますので、何らかの形で閉園ではない、いつかの休園なのだ、新しいみさき公園を皆さんどうぞ待っていてください、新しいみさき公園を一緒に作りましょうというメッセージをいずれかの段階でも発していただく必要があるかなと思いますので、その点についてもご検討いただくように、申し添えて賛同したいと思います。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論。和田議員。

○和田勝弘議員 賛成の立場から、負担付きの寄附について賛成討論をさせていただきます。

南海電鉄のみさき公園撤退の報告を昨年8月ごろですか、初めて受けました。

その日から約半年になりますが、行政は住民の望んでいるみさき公園存続をモットーに、後継希望者と話し合いをされ、みさき公園存続づくりに努力をされ、苦労されましたが、みさき公園の存続は難しく、後継者の存続はやむを得なく諦めざるを得なかったと思います。

その後、行政は自然公園の運営を考え、岬町と住民のためを思いながら、南海電鉄と協議を重ねていただいたことを理解いたしましたので、町行政の方針でよいと思います。

今後はサウンディング型調査をまとめ、岬町のために努力されますことを要望いたしまして賛成討論いたします。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第27号「負担付きの寄附の受納について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。再開は1時間休憩をとりまして、2時45分からとします。

(午後 1時46分 休憩)

(午後 2時45分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○奥野 学議長 日程第9、議案第28号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第9、議案第28号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

提案理由としまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、その任用実態に即した方法により当該職員がサービスの宣誓を行うことができるよう、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正条文をご説明する前に、現行の職員のサービスの宣誓に関する条例で規定している宣誓書についてご説明申し上げたいと思います。

現行条例第2条で、新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記仕様書による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。とされております。

ちなみに、宣誓書の文面はこうなっております。

「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、且つ能率的に運営すべき

責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実、且つ公正に職務を執行することを固く誓います」となっており、国に合わせてどこの市町村も宣誓書の様式を定めております。

それで、新規に採用される正職員に関しましては、毎年4月1日の辞令交付式の後に任命権者が定めた人事担当職員の面前で宣誓書に署名押印をしております。

ただし、会計年度任用職員に関しましては、制度導入前の任用形態や任用手続がさまざまであることに鑑み、また、多くの会計年度任用職員の雇用が発生することも考慮し、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことが柔軟にできるように、国から示された会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取り扱いに基づき、別段の定めを設けるものでございます。

それでは、改正条例案をご説明いたします。お手元の議案書の裏面及び条例新旧対照表をご参照ください。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず任命権者は別段の定めをすることができる。

改正内容としては、以上です。

具体的には、任命権者等の面前での宣誓書への署名を要さず署名をした宣誓書を提出することで足りるものとしたり、次年度に再度の任用をされた場合、初年度の宣誓書をもってサービスの宣誓を行ったものであるとするなどを検討しております。

最後に、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

なお、近隣市町村の対応の調査や条例改正の必要性の検討、職員組合への説明などもあり、追加議案となってしまいましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 先ほどの説明の中で、職員組合等との説明といたしますか、協議といたしますか、そういうことにも言及がございましたので、その内容と結論について、念のためお聞かせいただきたいと思います。

○奥野 学議長 廣田理事。

○廣田まちづくり戦略室理事 先ほどの中原議員の質問にお答えします。

職員組合のほうでは、当初、独自減額とか当初からの協議事項以外で追加でこの職員のサービスの宣誓に関する条例の改正の話が急に出てきまして、一応、職員組合には会計年度任用職員の関係

で正職員と同じくこういう宣誓が要るような形で改正の通知があったので、これにあわせて会計年度任用職員も同じような形で宣誓書を書いてもらわないといけないですという説明をしました。

この件に関しては、会計年度任用職員の条例改正を12月に可決されたような形なんですけども、通知が来たのが1月下旬ということで、もう少し早く通知が来てたら同じく12月の整備条例の中に含まれていたなという話で、特に反対とかはされませんでした。

○奥野 学議長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第28号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第10、議案第29号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第10、議案第29号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

提案理由としましては、行財政改革の更なる推進を図り、総合計画に基づく重要施策の推進に資するため、また人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正等に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

今回の改正内容自体は大きく分けて三つの要因がございます。

職員の2%独自減額の期限の延長に係る改正、それから令和元年人事院勧告による住居手当の改正、それから三つ目が任期付職員の処遇改善適正化による改正です。

改正案文の説明に入る前に、改正要因の説明を先にさせていただきたいと思っております。

まず、一つ目の職員給与の2%の独自減額につきましては、毎年、財政状況を見ながら職員組合等との労使協議の上、翌年度の独自減額実施についての判断をすることとしており、今回の条例改正で、今年度3月末までの独自減額期限を令和3年3月31日まで1年間延長するものでございます。

次に、二つ目の令和元年人勧の住居手当の改正です。昨年の12月議会で平均改定率0.1%の給料表の改定、賞与の0.05月分の引き上げに関しては可決いただきまして、条例改正は済んでおります。ただし、住居手当部分に関しましては支給対象職員によって増減が発生するため、組合交渉を継続しており、独自減額と同様に労使交渉を経て人勧に準拠し、条例改正の上程となりました。

続きまして三つ目ですが、任期付職員の処遇改善適正化による改正でございます。

令和2年度の予算措置を含め、今回の条例改正に至った経緯としましては、任期付職員の雇用については、既存の正職員だけでは業務遂行できない部局へ、専門性の高い有資格者、豊富な経験と実績を有するものを絶対的に雇用配置する必要があり、優秀な人材確保のためには会計年度任用職員以上の処遇改善が必要です。

また、平成30年3月27日付総務省通知で、任期付職員の任用等という通知がございまして、会計年度任用職員との均衡を考慮し、正職員に準じた諸手当の支給や昇給等の処遇改善を図るべきとの指針が示され、今回、給与体系の見直しによる処遇改善等適正化のため、条例の一部改正をお諮りすることになりました。

前置きが少し長くなりましたが、ただいまから改正条例案をご説明します。

お手元の議案書の裏面及び条例新旧対照表をご参照ください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。ここは任期付職員の給料月額の部分です。

第4条の4に次のただし書を加える。ただし、業務内容の専門性、特殊性等により、これにより難しい場合は町長が別に定めることができる。

第4条の4、第1項第1号中、第4条第2項の規定による給料月額を次の給料表を適用するに改め、次の表を加える。職務の級2級、給料月額25万1,100円。

第4条の4、第1項第2号中、第4条の3の規定による給料月額を前号の規定による給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた勤務時間を、同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額に改める。

この第4条の4は任期付職員の給料月額を規定しており、第1号はフルタイムの任期付長時間の給料月額、第2号は任期付短時間職員の給料月額を規定するものです。

現行条例上では再任用職員の給料月額に合わせる形になっておりますが、別掲で2級の25万1,100円を標準的な基本給として規定するものでございます。

今現在、任期付職員の給与支給に関しましては、月額給料と通勤手当以外の諸手当は運用上支給しておりません。任期付職員の処遇に関しては、この4月1日に臨時職員から身分移行する会計年度任用職員との均衡も考慮し、正職員と同等の専門性と職責を求められることから、任期付職員の抜本的な処遇改善等適正化を図ることが必要になっております。

現行条例上、任期付職員の給料に関しては一般職の給料表の再任用職員と同額規定でありましたが、各職種によってばらつきがあり、整合性、統一性がない運用であったため、改めて再任用職員の給料と切り離して給料の格付、給料号級の検討を行いました。

その結果、資格、経験、実績、月額保障を考慮し、一般職の給料表の2級の38号に当たる25万1,100円、その金額を標準給として任期付長時間職員の基本給料と規定することとしております。

具体的な給与面の処遇改善適正化でございますが、フルタイムの任期付長時間職員には正職員に準じ6%の地域手当や扶養手当等の諸手当を支給し、賞与に関しては再任用職員、会計年度任用職員等と同月数の期末手当1.45月、それから勤勉手当0.9月、合わせまして合計2.35月の年間賞与を支給し、退職手当も支給することになります。

また、任期付短時間職員にも6%の地域手当と同月数の賞与を支給する予定でございます。

次に、第15条の住居手当部分の改正です。

第15条、第1項中1万2,000円を1万6,000円に改め、同条第2項中、各号に掲げる額を各号に定める額に改め、同項第1号中2万3,000円を2万7,000円に、1万2,000円を1万6,000円に改め、同項第2号中2万3,000円を2万7,000円に、1万6,000円を1万7,000円に改める。

改正内容としましては、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げ、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、住居手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げる内容のものです。

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間の経過措置をつけて、その軽減を図ることになります。

現時点では、住居手当の支給を受ける職員は38名で、この改定により月々の減額が2,00

0円を超えないよう、負担軽減の経過措置を1年間適用すると、対象者の住居手当支給総額は月々2万8,000円の減額、年間で33万6,000円の減額となります。

次に、独自減額部分です。

附則第22項中、平成31年4月1日から平成32年3月31日までを、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに改める。

職員給与の2%の独自減額につきましては、その期限を令和3年3月31日まで1年間延長するものでございます。

令和2年度当初予算額にはもちろん反映させておりませんが、その影響額としましては約2,131万円を見込んでおります。

この独自減額に関しましては、毎年の財政状況等を見ながら単年度、単年度で組合交渉を行い、翌年度の独自減額実施についての判断をすることとしております。

なお、住居手当の改正等も含めた労使協議の結果、二つの組合のうち、1組合とは合意に至り協議が終了しております。もう一方の組合とも法律上の協議は終了しておりますが、反対の立場を表明されております。

このような状況の中、職員の大多数が加入している職員団体と合意に至っている状況も踏まえ、今回、条例改正案について上程させていただいているものです。

最後に、附則の部分です。

施行期日ですが、この条例は令和2年4月1日からの施行となります。

住居手当部分に関する経過措置のところです。

本改正により、月額に住居手当の減額が2,000円を超える場合は、1年間の経過措置として旧の住居手当額から2,000円を差し引いて支給するものとし、負担軽減の措置を規定するものです。

説明は以上でございます。

組合交渉に時間を要し、追加議案となりましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございますか。

反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○奥野 学議長 反対討論、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第29号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」反対の立場で討論を行います。

先ほど、とても丁寧なご説明をいただきまして、質問する必要がなくなりました。

説明の中では、住居手当においても一定の経過措置が取られるとはいえ、影響を受ける方が38人おられるということも報告をされたところであります。

給与の独自減額2%カットについては、一つの組合とは合意に至ったということで、それは善意と自覚によるものだとして敬意を表するものでありますし、その合意については尊重すべきとも考えますが、もう一つの組合とは妥結に至っていないということもお聞きいたしました。

職員の皆さんにもそれぞれの暮らしがあり、生活設計がございます。この2%の減免については、毎年、延長するかどうかについて丁寧な協議が行われているということは承知をしているものでありますけれども、出口が見えない状況が続いていると私は考えています。

この2%独自減額が労働意欲の低下に結びつきかねず、それが住民サービスの低下につながりかねないという懸念から賛成できないと考えるものであります。

○奥野 学議長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 続いて、反対討論はございませんか

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第29号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第11、議員提出議案第2号「災害現場の最前線で人命救助、支援活動に尽力する自衛隊の人員確保のためのさらなる待遇改善を求める意見書」を議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。

岬町議会議員、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 ただいま、議長の許可を得ましたので、議員提出議案第2号「災害現場の最前線で人命救助、支援活動に尽力する自衛隊の人員確保のためのさらなる待遇改善を求める意見書」について、岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者 小川日出夫

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 坂原 正勝

同 道工 晴久

同 辻下 正純

同 松尾 匡

同 和田 勝弘

同 谷崎 整史

同 出口 実

以上であります。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

災害現場の最前線で人命救助、支援活動に尽力する自衛隊の人員確保のためのさらなる待遇改善を求める意見書（案）。

昨年11月、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律が、日本維新の会を除く会派の賛成多数で可決成立しました。

これにより、自衛官候補生の初任給が8,600円増の14万2,100円に引き上げられるなど、自衛隊の待遇改善が一定図られることとなるが、近年の自衛官候補生の採用状況に目を移せば、2013年を最後に、計画を上回る人員を確保できず、防衛省としても採用上限年齢の引き上げや、女性隊員の配置制限撤廃など、人員確保方策を講じてはいるものの、充足率低下に歯どめがかからない状況が続いている。

このような状況が続けば、大規模災害時における人命救助や支援活動、ひいては将来の日本の安全保障に重大な支障を来たしかねず、もはや自衛隊の人員確保は日本の安全保障上、喫緊の課題である。

よって、国におかれては自衛隊の人員確保のため、今般、法律改正にとどまることなく、更なる給与引き上げや危険手当の充実など、待遇改善策を速やかに講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先は防衛大臣であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ございますか。

反対ですか。反対討論どうぞ。

○中原 晶議員 議員提出議案第2号「災害現場の最前線で人命救助、支援活動に尽力する自衛隊の人員確保のためのさらなる待遇改善を求める意見書」に対して、賛成しかねる立場から討論を行います。

タイトルにあるように、災害現場の最前線で人命救助、支援活動に自衛隊の皆さんは命を張って尽力されていることは重々承知をしております。

さらに、自衛官候補生の初任給が他と比べて低い水準に抑えられている、その点についても一定の理屈があるようではありますが、待遇改善されることには異議はございません。

しかしながら、意見書の案の本文にあるとおり、2013年を最後に計画を上回る人員を確保できていない、充足率低下に歯どめがかからない状況が続いている、このことは国連の多国籍軍の活動の内容の変質や安保法制、戦争法の強行と無関係とは思えません。

また、意見書案の本文にある大規模災害時における人命救助や支援活動、このような活動は非常に重要な取り組みであり、国民の皆さんからも大きな支持や信頼を得ているところであります。

しかしながら、現在の自衛隊は、安保法制、戦争法が強行された後、その任務が専守防衛に限られなくなっております。

災害現場の最前線で人命救助や支援活動に尽力する、これが自衛隊の任務の一つではありますが、今の自衛隊の置かれている状況を考えますと、それだけにとどまらない。本当の意味で命の危険にさらされるということが懸念されるところであります。

ですので、自衛隊員の皆さんの命を守るという立場からも、本意見書には賛同できないと考えるものであります。

考え過ぎかも知わかりませんが、憲法第9条改憲をなし遂げて戦争する国づくりを進めようとしている安倍首相に、この意見書案の中身が手を貸すことにつながりかねないという懸念があることから、賛同しかねるものであります。

○奥野 学議長 次に、賛成討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 反対討論、どうぞ。竹原議員。

○竹原伸晃議員 大阪維新の会、竹原伸晃です。

議員提出議案第2号、この案件に関しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそも、私は自衛隊について全く肯定する立場で、この働きによって災害現場並びに国を守るといったところにおいて、十分な活躍をしていただいているということに敬意を表したいと思います。

毎年5月に、岬町でも自衛隊協力会という会の総会が行われ、私は平成25年の創立時よりずっと参加させていただいて、去年で7回、今年で8回目になるのですが、そのときにずっと来ていただいている陸上自衛隊第37普通科連隊の方から、防衛公安、防災公安等々を教えていただいている、しっかりと働いてくれているということは十分にわかる立場でございます。

そして、今回、この提案があつて、さらなる待遇改善をという提案ではございますが、私は改善を求めるといふよりも、きっちりと、この自衛隊を憲法に明記した上で、国家公務員としての立場を企業体系でしっかりと作っていくことを優先するべきではないかという立場でございます。

私が所属している大阪維新の会、日本維新の会もそのような立場でいるので、ここにありません。維新の会を除く会派の賛成多数という同じ理由でございます。

安倍首相に申し上げたいのは、憲法をしっかりと早く改正をして国家公務員としての自衛隊員ということを明記する、それを優先していただきたいということでございます。

○奥野 学議長 続いて、反対討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより議員提出議案第2号を起立により、採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第12、議員提出議案第3号「天皇皇后両陛下ご臨席のもと都道府県ごとに毎年各地で開催されている全国豊かな海づくり大会の大阪開催を求める意見書」を議題とします。
本件について、趣旨説明を求めます。

岬町議会議員、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ただいま、議長の許可を得ましたので、議員提出議案第3号「天皇皇后両陛下ご臨席のもと都道府県ごとに毎年各地で開催されている全国豊かな海づくり大会の大阪開催を求める意見書案」について、岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

提出者は、私、松尾 匡でございます。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 坂原 正勝

同 道工 晴久

同 辻下 正純

同 小川日出夫

同 谷崎 整史

同 出口 実

同 和田 勝弘

同 中原 晶

以上であります。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

天皇皇后両陛下ご臨席のもと、都道府県ごとに毎年各地で開催されている全国豊かな海づくり大会の大阪開催を求める意見書（案）です。

全国豊かな海づくり大会は水産資源の保護管理と海や湖沼河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じ、明日の日本の漁業の振興と発展を図ることを目的に、天皇皇后両陛下ご臨席のもと、昭和56年に第1回大会が大分県で開催されて以来、都道府県ごとに毎年各地で開催されている大会であり、2020年は宮城県、2021年は兵庫県での開催が既に決まっている。

産業の発展により、近年、国民の生活水準は向上したが、これに伴い沿岸域の環境は悪化、水産資源は減少傾向にあり、これら水産資源の回復という国民的課題への対策として、幼稚魚放流

を中心とする栽培漁業の推進や沿岸域の清掃、植樹運動など、水産資源の涵養のためのさまざまな取り組みが全国で展開されている。

万葉集に、「妹がため貝を拾ふと茅渟の海に濡れにし袖は干せど乾かず」と歌われ、古来、茅渟の海と称され長く歌い継がれている大阪湾では、府民の皆様には大阪湾の環境及び漁業への理解を深めていただくため、「美しく豊かな大阪湾をみんなの手で取り戻そう」を合言葉に、なにわの海づくり大会が関係機関との連携のもと、毎年開催されているなど、漁を営む漁業関係者を初め、市民参画の取り組みによって、海を守ろうという活動が積極的に行われており、ここ大阪で「全国豊かな海づくり大会」が天皇皇后両陛下ご臨席のもと開催されれば、大阪湾の再生など、豊かな海づくりの機運がさらに高まり、我が国の海の恵みと美しさを、人々が長く享受できることにつながると期待される。

よって、本町議会は大阪府に対し、「全国豊かな海づくり大会」の大阪開催に向け、全力で取り組まれるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先は、大阪府知事であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございますか。

反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です、サインしましたから。

○奥野 学議長 失礼しました。反対なしで、賛成討論どうぞ。中原議員。

○中原 晶議員 議員提出議案第3号「天皇皇后両陛下ご臨席のもと都道府県ごとに毎年各地で開催されている全国豊かな海づくり大会の大阪開催を求める意見書」について、あえて反対しない立場から賛同いたします。

天皇皇后両陛下という言葉が書かれておりますと、憲法第4条に規定されている内容との整合性がいかがかということが不安視されるわけですが、憲法第4条では、国政に関する権能を有し

ないというように天皇の職務について規定をされております。

意見書の案文を確認させていただいたところによりますと、抵触するといった懸念は持たれないものとするものでありますので、意見書については賛同したいと思います。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第3号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第13、議員提出議案第4号「大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる緊急防災・減災事業債の期間延長を求める意見書」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

岬町議会議員、道工晴久君。

○道工晴久議員 ただいま、議長の許可を得ましたので、議員提出議案第4号「大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる緊急防災・減災事業債の期間延長を求める意見書」について、岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者は、私、道工晴久。

賛成者は次のとおりでございます。敬称は略させていただきます。

賛成者 坂原 正勝

同 小川日出夫

同 辻下 正純

同 松尾 匡

同 和田 勝弘

同 谷崎 整史

同 出口 実

同 中原 晶

以上であります。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる緊急防災・減災事業債の期間延長を求める意見書（案）。

地震、津波、台風、豪雨等による自然災害は、近年大規模化、多様化、複雑化する傾向にあり、各地で家屋の倒壊、河川の氾濫、道路や橋梁の寸断や崩壊、土砂崩れなど、甚大かつ深刻な被害を及ぼしている。

このような災害リスクから国民の生命と財産を守り、我が国の社会経済活動を将来にわたって維持発展させるためには、国と地方が一体となり、日本全体で防災・減災の取り組みを始め、元の生活に早く戻るための早期復旧の取り組み（縮災対策）を強化する「国土強靱化」を一層加速させることが不可欠であり、本町においても厳しい財政状況の中、優先順位をつけ、防災・減災・縮災対策を着実に実施しているところであるが、必要な財源をいかに確保するかという課題に常に直面している。

「緊急防災・減災事業債」は①地方債の充当率100%、②交付税措置＝元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入など、地方公共団体にとってきわめて重要な財源保障となっており、大阪府内の各市町村においても指定避難場所となる学校体育館へのエアコン設置やトイレの洋式化、情報伝達のための防災無線屋外拡声子局の増設など、積極的に活用されているところであるが、本制度は令和2年度をもって終了の予定とのことで、本町が事業計画を策定する上での大きな不安材料となっている。

よって、国においては地方公共団体が引き続き防災・減災・縮災対策にスピード感を持って取り組めるよう、令和2年度までとされている「緊急防災・減災事業債」を令和3年度以降も継続するとともに、本制度の恒久化を含め、対象事業及び財政措置の一層の充実・強化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先は、総務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、内閣府特命防災担当大臣であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議員提出議案第4号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第14、議員提出議案第5号「新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

岬町議会議員、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第5号、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書について、岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者 坂原正勝

賛成者は次のとおりです。

敬称を略させていただきます。

賛成者 中原 晶

同 松尾 匡

同 道工 晴久

同 和田 勝弘

同 谷崎 整史

同 辻下 正純

同 小川日出夫

同 出口 実

以上であります。

趣旨説明は朗読によりかえさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスによる感染症の拡大が世界的に加速している中、我が国においても感染ルートが明らかではない患者の発生や、一部地域では小規模患者クラスターが把握されるなど、予断を許さない状況となっている。

政府は、多数の人が集まるような全国的なスポーツ、文化イベントの中止要請や、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における臨時休業の要請に加え、3月10日には現下の諸課題に対処するための緊急対策第2弾を取りまとめるなど、感染拡大防止に向けさまざまな手段を講じている。

岬町においては2月3日に「対策本部」を設置し、関係機関との情報共有や住民への周知啓発に努めるとともに、妊婦へのマスク配布やイベントの中止・延期、学校の臨時休業に伴う学童保育での児童受け入れや、幼稚園の預かり保育を実施するなど、感染拡大防止と安全・安心な住民生活を守る立場で努力を重ねているところである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、日本経済にも国民の暮らしにも影響を及ぼしており、今後、地域経済にも一層深刻な被害が顕在化することが予想される。

よって、国におかれては感染の早期収束と国民の不安の解消、命と健康を守ることを最優先に更なる対策を充実・強化されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先は以下のとおりです。

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議員提出議案第5号「新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書」に賛同する立場で討論を行います。

地方議会でこういった角度から速やかに意見書を挙げ、国に対する意思表示を行うことは重要であるとするものであり、全面的に賛同するものであります。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これですべて討論を終わります。

これより、議員提出議案第5号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第15、議員提出議案第6号「公立・公的病院の存続と地域医療の確保を求める意見書」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

岬町議会議員、中原 晶君。

○中原 晶議員 「公立・公的病院の存続と地域医療の確保を求める意見書案」について趣旨説明を行わせていただきます。

議員提出議案第6号「公立・公的病院の存続と地域医療の確保を求める意見書について」。

岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者 中原 晶

賛同者は次のとおりであります。

敬称を略させていただきます。

道工 晴久

松尾 匡

和田 勝弘

坂原 正勝

出口 実

辻下 正純

小川日出夫

以上であります。

趣旨説明は朗読によりかえさせていただきます。

公立公的病院の存続と地域医療の確保を求める意見書（案）

2019年9月26日、厚生労働省は全国424の公立公的病院を「再編・統合について特に議論が必要」として、近くは生長会阪南市民病院・済生会新泉南病院も含む病院リストを公表した。

とりわけ、生長会阪南市民病院には本町からも多数の患者が受診・入院しており、再編・統合される事態となれば多大な影響を受けることが予想される。

全国知事会でも、「地域の医療機関がなくなれば、命や健康は誰が守るのか」「本来ならリストを返上してもらいたい」と厚生労働省に強く説明責任を求めている。

公立・公的病院の再編・統合は、命に直結することから、さまざまな視点から十分に慎重な検討を行う必要がある。

よって、国におかれては公立・公的病院の再編・統合においては、早計に結論を出すのではなく、地域や医療機関の実態を把握した上で十分な検討を行い、近隣住民が安心できる地域医療を確保されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年3月24日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○奥野 学議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

竹原議員。

○竹原伸晃議員 議員提出議案第6号「公立・公的病院の存続と地域医療の確保を求める意見書」の議案について、反対討論をさせていただきます。

まず、私はこの病院の必要性を否定するものではございません。と言いますのも、私自身この病院の前身である尾崎病院で昭和49年に生まれたその本人でございます。

この提出議案を読まさせていただいて、何点か指摘というか自分なりの解釈を述べさせていただきます。

まず、この裏面の厚生労働省の発表によってどうなるかということですが、平成29年度の診療実績のデータの一部を分析したものであるということをまず皆さんに知っていただきたいと思えます。

赤字の病院を狙い撃ちにして指定しているものでは決してございません。求められているのは、病院機能の見直しである。しっかりと調べると、そのように書かれています。

そして、次に阪南市民病院、生長会というところに指定管理で受けていただいているのですが、これは平成29年2月からしています。

医療法人の自由競争で指定管理の位置に入って医療活動をされています。

これは病院がどこが入るかということで、和泉市の府中病院の生長会が入っていただいていることございまして、こういう意見書を採択することによって自由競争を阻害する内容になっているのではないかと危惧するものでございます。

阪南市民病院について、阪南市議会と阪南市長のやりとりを調べてみました。すると、阪南市長の答弁において、この阪南市民病院はしっかりと堅持していくというような答弁をされておりますし、現在、病院の経営が苦しいといった面はないと聞いております。

誤った想定をさせる意見書ではないかと思えます。

そして、別の角度から見ますと、公益財団法人日本医療機構評価機構という団体がございます。各病院について機能評価を情報提供している、そういう公益財団法人でございますが、その報告によりますと、この生長会阪南病院は、医療体制並びに組織体制、また医療の質、地域との連携等々もしっかりと満たしているとの報告がございます。

こういう数々のデータを見ても、阪南市民病院はまだまだ地域の医療を支えていただく能力を有しているのではないかと判断させていただく。

この意見書を採択するに当たり、私が心配し過ぎなのかもわかりませんが、違った角度から見

ると、こういう意見書を国に届けて、阪南市のほうから岬町議会がこれを届けたのだなというように見ると、いざ経営が行き詰まったときに、岬町さん、そういう意見書を出したのですね、協力してくださいという負担を求められるものになるのではないかと考える立場でございます。

以上のことから、この意見書については反対という立場をさせていただきます。

○奥野 学議長 次に、賛成討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 続いて、反対討論ございませんか。谷崎議員。

○谷崎整史議員 2020年1月17日に厚生労働省から再度、再検証通達が出ておりまして、424から440に増えておると聞いております。

また、厚生労働省の今回の債権者については、基本的には機能分担論であるかと思っておりますので、反対する必要はないと思っております。

また、昨今の現状の状況では、防疫や細菌対応の必要性から、さらにまた今後の病院のあり方が問われるものと思っておりますので、今、改めてここに反対論を出す必要はないと思っております。

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第6号を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年第1回岬町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 3時50分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年3月24日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 出 口 実

議 員 松 尾 匡